

令和 7 年第 9 回美郷町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 8 月 2 9 日（金曜日）午前 1 0 時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議長の諸般の報告

1) 例月現金出納検査の報告

・令和 7 年 6 月分・7 月分

2) 令和 6 年度事務事業点検評価の報告

・美郷町教育委員会

3) 総務産業常任委員会の所管事務調査報告

4) 教育民生常任委員会の所管事務調査報告

5) 令和 7 年第 1 回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告

第 4 町長の招集挨拶並びに行政報告

陳情上程（委員会付託）

第 5 陳情第 5 0 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

議案上程（説明）

第 6 報告第 1 1 号 健全化判断比率の報告について

第 7 報告第 1 2 号 資金不足比率の報告について

第 8 認定第 1 号 令和 6 年度美郷町一般会計決算認定について

第 9 認定第 2 号 令和 6 年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定について

第 1 0 認定第 3 号 令和 6 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定について

第 1 1 認定第 4 号 令和 6 年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定について

第 1 2 認定第 5 号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定について

第 1 3 認定第 6 号 令和 6 年度美郷町水道事業会計決算認定について

議案上程・審議（説明～質疑～討論～表決）

第 1 4 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて

第 1 5 議案第 4 6 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 16 議案第 47 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 17 議案第 48 号 財産の譲与について

第 18 議案第 49 号 工事請負契約の一部変更について

第 19 発議第 4 号 美郷町議会委員会条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１５名）

１番	熊谷隆一	２番	村田薫
３番	鈴木正洋	４番	藤原政春
５番	高山茂雄	６番	高橋邦武
７番	深澤均	８番	伊藤福章
９番	高橋正和	１０番	泉美和子
１２番	熊谷良夫	１３番	澁谷俊二
１４番	長谷川幸子	１５番	鈴木良勝
１６番	森元淑雄		

欠席議員（１名）

１１番	深沢義一
-----	------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己	副町長	本間和彦
総務課長	武田浩之	企画財政課長	深澤文仁
税務課長	佐々木龍悦	住民生活課長	木村英彰
福祉保健課長	大澤修	こども子育て課長	高橋勉
商工観光交流課長	高橋晋一	農政課長	高塚剣
建設課長	高橋博和	会計管理者兼 出納室長	照井修
農業委員会 農事局長	加藤隆輝	教育長	栗林守
教育推進監	井合和人	教育推進課長	佐々木寿人
生涯学習課長	中田裕克	代表監査委員	高橋信雄

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤秀勝	議事総務班長	澁谷正樹
上席主査	高橋幸恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森元淑雄） おはようございます。

11番、深沢義一議員から欠席の届出があります。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第9回美郷町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森元淑雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、鈴木良勝議員及び1番、熊谷隆一議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（森元淑雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日8月29日から9月9日までの12日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月9日までの12日間と決定いたしました。

なお、会期中の審議予定については、先般、議会運営委員会を開催し、検討されました。その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、高橋邦武議員は登壇願います。

（議会運営委員長 高橋邦武 登壇）

○議会運営委員長（高橋邦武） おはようございます。

議会運営委員会から、会期の日程についてをご報告申し上げます。

8月20日に招集告示されました令和7年第9回美郷町議会定例会に当たり、同日、議会運営委員会を開催し、次のとおり決定いたしました。

本定例会の審議内容についてであります。本定例会に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、議案書記載のとおり、令和7年度各会計の補正予算、専決処分事項の承認、条例の一部改正、財産の譲与、工事請負契約の一部変更、人権擁護委員の推薦、令和6年度各会計決算認定、健全化判断比率等の報告であります。

陳情案件については、前回の定例会以降に提出された陳情のうち1件について、議会運営委員会では総務産業常任委員会にて審査が望ましいものとしたしました。

また、議会関係としては、発議が1件、委員長報告等と意見書案等の審議を予定しております。

なお、令和6年度各会計決算認定に係る議案は、議長及び監査委員を除く全議員による決算特別委員会を設置し、休会中における審査とすることとしたしました。

以上のことから、次のとおり審議日程を予定したところであります。

はじめに、本定例会の会期は、本日8月29日から9月9日までの12日間といたしました。

次に、今定例会の審議内容についてであります。本日は議長の諸般の報告、町長の招集挨拶並びに行政報告があり、その後陳情を上程し、委員会付託とします。

続いて、報告第11号及び報告第12号並びに認定第1号から認定第6号までを上程し、説明を受けます。

続いて、承認第4号、議案第46号から議案第49号まで及び発議第4号を上程し、説明、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

8月30日から9月2日までは、本会議を休会とします。

なお、一般質問と令和6年度各会計決算総括質疑の通告締切りは、9月2日午前11時とします。

9月3日は、午前10時より本会議を再開し、議案第50号から議案第59号までを上程し、説明を受けます。続いて、認定第1号から認定第6号までの総括質疑を行い、その後、決算特別委員会を設置し付託する予定です。また、決算特別委員会での質疑の通告締切りは、9月3日午後5時とします。

9月4日から7日は、本会議を休会とし、4日に常任委員会を開催する予定です。また、5日に決算特別委員会を開催し決算審査を行う予定です。

9月8日は、午前10時より本会議を再開し、一般質問を行う予定です。

9月9日は、午前10時より本会議を再開し、議案第50号から議案第59号までの質疑、討論、表決を行います。その後、認定第1号から認定第6号までの決算の審査結果についての決算特別委

員会委員長の報告、討論、表決を行います。続いて、陳情等の審査結果についての常任委員会委員長の報告、質疑、討論、表決を行い、終了の予定です。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（森元淑雄） ただいま議会運営委員長から審議予定についての報告がありましたが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、日程どおり審議を進めます。

◎諸般の報告

○議長（森元淑雄） 日程第3、諸般の報告を行います。

1として、町の監査委員より例月現金出納検査（令和7年6月分・7月分）の結果報告がありました。

2として、町の教育委員会教育長より令和6年度事務事業点検評価の報告がありました。

3として、総務産業常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

4として、教育民生常任委員会委員長より所管事務調査報告がありました。

5として、大曲仙北広域市町村圏組合議会出席議員より、令和7年第1回大曲仙北広域市町村圏組合議会臨時会の概要報告がありました。

その写しを皆様のお手元に配付しております。それをもって報告に代えさせていただきます。

◎町長の招集挨拶並びに行政報告

○議長（森元淑雄） 日程第4、町長の招集挨拶並びに行政報告を行います。

本定例会の招集に当たって、町長より招集挨拶並びに行政報告の申出がありましたので、これを許します。

松田知己町長は、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） おはようございます。

令和7年第9回美郷町議会定例会の開会に当たり、行政報告並びに提出いたしました議案の概要等を申し上げ、招集の挨拶といたします。

はじめに、8月6日から大雨に伴う災害対応について報告いたします。

8月6日、災害級の大雨となる可能性が高いとの予報を受け、午後4時に美郷町災害警戒部を設置し、テレビ回覧板、町公式LINEや防災メールなどで注意を呼びかけました。その後、天候の回復を受け、翌7日の午前8時30分に警戒部を解散いたしました。その後も散発的な強い雨がありましたが、一連の大雨による被害は確認されておりません。

次に、美郷町産米を活用した取組について報告いたします。

8月19日、栄養とおいしさを両立した金芽米を活用した取組を推進するため、秋田おばこ農業協同組合及び東洋ライス株式会社と包括連携協定を締結いたしました。秋田おばこ農業協同組合が集荷し、東洋ライス株式会社が独自技術により精米した美郷町産金芽米を活用し、学校給食での提供や食育推進、農業振興、町民の健康増進、地域活性化などに連携して取り組んでまいります。

現在予定している具体的な取組についてですが、学校給食での金芽米の提供につきましては、新米に切り替わる11月から、あきたこまちの金芽米を提供する予定としているほか、ふるさと納税返礼品として10月から金芽米を追加し、11月からの発送を予定しております。また、道の駅美郷と美郷屋での店頭販売を11月から開始し、併せて道の駅レストランでは選択可能なご飯の種類に金芽米を追加し、提供する予定です。

そのほかにも、金芽米を広げるための取組として、特別養護老人ホームやグループホームなどでの導入を検討していただくため、町内で高齢者施設を運営している法人に対し、定員1人当たり2食分を提供することを予定しております。

次に、令和6年度に実施された定額減税に伴う補足給付金に不足が生じた方に対して給付する不足額給付金について報告いたします。

対象と見込まれる方に、7月18日から順次確認書等の書類を送付し、8月29日現在で1,697人に対し5,622万円の支払い手を完了しております。

次に、価格高騰に伴う経済支援対策について報告いたします。

介護保険施設及び障害者支援施設に対して光熱水費等及び食材料費を助成する社会福祉施設等物価高騰対策支援事業についてですが、介護保険施設は、14事業者29施設に対し296万450円、障害者支援施設は、4事業者18施設に対し82万4,200円の支払い手を完了しております。

次に、第3次美郷町総合計画における「みさと重点テーマ」に係る事業について報告いたします。

1つ目は、快適さ向上についてですが、水源涵養充実事業として、6月19日、七滝「水の森」植樹事業を実施し、町内の小学校4年生児童と関係者など208人が、ブナの苗木200本を植樹いた

しました。

2つ目は、豊かさ実感についてですが、ふるさと教育・キャリア教育推進事業として、7月23日から7月28日まで「ミズモの郷キャリアスクール」を実施いたしました。町内42事業所からご協力いただき、町内小学校の5、6年生児童218人が職場体験活動を行いました。

また、連携企業スポーツ活動推進事業関連として、6月7日、ヨネックス株式会社との連携事業バドミントン教室を開催いたしました。リオデジャネイロオリンピック女子ダブルス優勝のオリンピック、高橋礼華氏を講師に迎え、中学生及び町内のバドミントン関係者合わせて96人が参加されました。

3つ目は、活力・賑わい創出についてですが、作物転換総合支援事業として、株式会社テクノロジーブル及び美郷雪華生産組合と締結した生産委託契約に基づき、美郷雪華348キログラムが株式会社テクノロジーブルに初出荷されております。また、生薬の里美郷構想推進事業として、7月13日、旧花岡スキー場跡地にて、薬樹の森づくり活動植樹事業を実施し、公益社団法人東京生薬協会会員と関係者など72人が、ホオノキ苗木100本を植樹いたしました。

次に、各課の個別の取組について報告いたします。

はじめに、総務課関係ですが、今年度の前期職員採用試験は、大学卒業程度を対象とした一般行政職をはじめ5区分で募集を行いました。第1次試験を全国のテストセンターで受験できる方式で実施した結果、47人が受験し、6人を採用候補者名簿に登録いたしました。

次に、住民生活課関係ですが、8月23日に開催された第62回秋田県消防操法大会・小型ポンプ操法の部において、町消防団第2分団が3年連続で優勝いたしました。

令和8年5月26日以降、戸籍に氏名の振り仮名を記載する新制度のため、振り仮名の通知はがきを8月8日に発送いたしました。通知に記載されている振り仮名に誤りがある場合には、令和8年5月25日まで届出をしていただく必要がありますが、相違ない場合は届出不要となります。

次に、福祉保健課関係ですが、5月22日から順次開催していた早朝総合健診の結果説明会が7月4日で終了いたしました。各健診の受診状況は、特定健診は、対象者3,121人のうち1,432人が受診し、各種がん検診は、大腸がん2,807人、胃がん1,753人、肺がん2,931人、乳がん731人、子宮がん588人、前立腺がん1,215人が受診しております。今後は、2日間の追加健診や医療機関での受診を勧奨し、受診率向上に努めてまいります。

次に、商工観光交流課関係ですが、6月7日から6月29日までの23日間、美郷町ラベンダーまつりを開催し、飲食ブースの設置やラベンダーの苗の販売などの各種物販、ご当地キャラによるイベント、ラベンダーの摘み取り体験などの催しを行いました。春先の天候不順や、気温低下な

どの影響で例年より開花が遅れたものの、期間中は7万2,000人の方にご来園いただきました。

また、美郷雪華を活用したヘアケア商品が今年の8月下旬から発売されるのに合わせ、商品の販売メーカーであるアンド・ナイン株式会社の協賛により、ラベンダー育成協力金に募金いただいた方へ、シャンプーなどサンプルを配布するイベントを祭り期間中に行いました。アンド・ナイン株式会社の社長が美郷町出身というご縁もあり、9月にもこの商品販売に合わせたプロモーション企画を、町内の温泉施設や飲食店で行う予定です。

次に、農政課関係ですが、7月末現在において、少雨等により農業用水が不足している状況であったことや、当面まとまった量の降雨が見込めない状況であったことから、限られた農業用水の有効活用を支援し、悪影響を緩和するため、農業用水渇水対策支援事業を創設して対策を講じており、関連予算を専決処分し、本定例会に議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、渇水による農業への影響ですが、一部水田において水稻の生育不良が懸念されますが、収穫に合わせて影響が顕在化してくると思われますので、農業関係団体と情報共有しながら、影響の把握に努めてまいります。

8月29日現在、鳥獣被害対策実施隊により、熊28頭、イノシシ9頭、鹿5頭を捕獲しており、引き続き捕獲用おりやくくりわなを設置するとともに、防災無線や町ホームページ等で注意喚起を図ってまいります。

次に、建設課関係ですが、6月から8月末までの主な工事発注状況については、舗装補修工事6件、塗装工事1件、管工事1件、道路維持工事2件、業務委託として設計業務3件、橋梁点検業務2件、道路維持業務5件を発注し、発注率は86.3%となっております。

また、上下水道の企業会計と特別会計では、工事が施設改修工事5件、業務委託等として施設保守点検業務2件を発注し、発注率は79.4%となっております。

次に、教育推進課関係ですが、8月18日から8月22日まで、タイ王国ノンタブリー県第一初等教育局との教育交流協定に基づくアニュラチャプラシットスクールへの5回目の訪問交流を実施いたしました。参加した美郷中学校の生徒12人は、文化の違いを肌で感じる機会として、授業への参加やホームステイ、タイの伝統文化などを体験しました。

千畑小学校と東京都港区立御田小学校との49回目となる交流が行われ、7月25日に、御田小学校の児童23人が美郷町で、8月8日に千畑小学校の児童8人が東京で、それぞれ2泊3日で交流活動を行いました。また、8月27日から8月28日まで、仙南小学校と東京都文京区立千駄木小学校との交流として、6回目となる仙南小学校への訪問が行われ、千駄木小学校の児童20人が来町

されました。なお、仙南小学校の児童は、来年1月に千駄木小学校を訪問する予定です。

次に、生涯学習課関係ですが、7月19日、美郷町公民館にて自衛隊コンサートを開催いたしました。今年度は、美郷町では初となる海上自衛隊東京音楽隊を迎え、当日は約400人が観覧されました。

7月26日、8月2日に、美郷町公民館を主会場、北ふれあい館、中央ふれあい館をリモート会場として美郷カレッジを開催いたしました。令和7年度の共通テーマを「新（しん、あらた）」とし、7月26日は、日本航空株式会社執行役員ソリューション営業本部副本部長、東京支社長西原口香織氏、8月2日は、元内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局長吉川浩民氏を講師に迎え、延べ101人が受講されました。

8月15日、美郷町公民館にて美郷町二十歳の集いを開催いたしました。116人が出席し、記念式典、マジシャンのブラボー中谷氏による記念講演のほか、記念映像の放映を行い、二十歳の節目を祝いました。

次に、提出いたしました議案の概要について説明いたします。

報告第11号 健全化判断比率の報告について及び報告第12号 資金不足比率の報告についてですが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、ご報告するものです。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてですが、農業用水渇水対策支援事業補助金の追加について専決処分した令和7年度一般会計補正予算第4号について報告し承認を求めるものです。

認定第1号から認定第6号ですが、令和6年度各会計決算認定について、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定に付すものです。

議案第46号及び議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、高橋信雄氏及び下田 亮氏を引き続き人権擁護委員に推薦したくお諮りするものです。

議案第48号 財産の譲与についてですが、旧今泉住宅を譲与したく、お諮りするものです。

議案第49号 工事請負契約の一部変更についてですが、旧六郷わくわく園跡地等宅地造成工事の契約金額の変更についてお諮りするものです。

議案第50号 美郷町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてですが、一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のための措置を講じる必要があることから、所要の規定を改正したくお諮りするものです。

議案第51号 美郷町職員の育児休業等に関する条例及び美郷町水道事業に従事する職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてですが、地方公務員の育児休業等に関する法律

の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第52号 美郷町公衆トイレ設置条例の一部改正についてですが、美郷町公衆トイレの管理体制等の見直しを行い、所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第53号 美郷町火入れに関する条例の一部改正についてですが、火入れの中止に関する所要の規定を改正したく、お諮りするものです。

議案第54号 令和7年度美郷町一般会計補正予算第5号についてですが、前年度繰越金の確定や地方債の借入額の変更等による歳入の増額、町道大坂・黒沢線ほか13路線の舗装補修工事の追加及び町債繰上償還元金の追加等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第55号 令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第56号 令和7年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号、議案第57号 令和7年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第2号及び議案第58号 令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてですが、前年度繰越金の確定等に伴う歳入歳出予算の補正についてお諮りするものです。

議案第59号 令和7年度美郷町水道事業会計補正予算第2号についてですが、職員手当の増額に伴う支出予算の補正についてお諮りするものです。

以上、提出議案の概要につきまして説明いたしました。

なお、提出議案の詳細につきましては、各担当課長に説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、招集の挨拶といたします。

◎陳情第50号の上程、委員会付託

○議長（森元淑雄） 日程第5、陳情第50号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情についてを上程し、議題といたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

お諮りします。この陳情については総務産業常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認め、陳情第50号については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎報告第 1 1 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第 6、報告第11号 健全化判断比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第11号についてご説明します。

地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や財政の必要性を判断する令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、監査委員の審査に付した上で議会に報告するものです。

本件について、8月18日に監査委員から審査していただき、意見書の写しを議案資料集の 1、2 ページに添付しておりますので、併せてご覧ください。

1 つ目の実質赤字比率は、一般会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率です。

2 つ目の連結実質赤字比率は、全ての会計を対象とした赤字額の標準財政規模に対する比率で、全て黒字決算のため表示はありません。

3 つ目の実質公債費比率は、町債の繰上償還を除いた元利償還金に公営企業会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び債務負担行為に基づく支出などのうち、公債費に相当する純元利償還金を加えた総額の標準財政規模に対する比率で、過去 3 年間の平均値です。令和 6 年度はマイナス 2.4% となり、繰上償還を除く元利償還金の額よりも交付税算入される繰上償還を含む元利償還金の額が多かったことが主な要因となります。

4 つ目の将来負担比率は、一般会計において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残額を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。本町は、将来負担額よりも将来負担に充当可能な財源の額が上回っているためマイナス比率となり、表示はありません。

なお、これら 4 つの比率の判断基準として早期健全化基準が定められておりますが、本町は全て基準以下であり、健全段階にあります。

報告第11号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで報告第11号の説明が終わりました。

◎報告第 1 2 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第 7、報告第12号 資金不足比率の報告についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 報告第12号についてご説明します。

令和6年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付した上で議会に報告するものです。

本件について、8月18日に監査委員から審査していただき、意見書の写しを議案資料集の3、4ページに添付しておりますので、併せてご覧ください。

資金不足比率は、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率で、経営状態の悪化の度合いを示すものです。本町は、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び水道事業会計の全てが黒字決算のため、表示はありません。

なお、公営企業会計ごとに資金不足比率の判断基準として経営健全化基準が定められておりますが、本町は全て基準以下であり、健全段階にあります。

報告第12号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで報告第12号の説明が終わりました。

◎認定第1号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第8、認定第1号 令和6年度美郷町一般会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。税務課長から順次説明願います。税務課長。

○税務課長（佐々木龍悦） それでは、歳入歳出決算書12、13ページをお願いいたします。

1 款町税ですが、全体の収入済額は14億5,481万9,641円で、令和5年度と比較して3,805万5,709円の減、率にして2.55%減少しております。収納率は、令和5年度を0.05ポイント下回り、95.91%となっております。不納欠損額は実人数で101人、513万2,762円で、令和5年度と比較して24万8,009円増加しております。不納欠損理由でございますが、納税義務者本人の死亡等による時効完成が多くなっていることが主な要因でございます。収入未済額は5,698万3,542円で、令和5年度と比較して90万9,931円減少しております。

次に、税目別にご説明いたします。

1 項町民税の調定額は5億9,669万2,804円で、令和5年度と比較して3,734万179円の減、率にして5.89%の減となっております。この減少の主な要因ですが、令和6年度は企業の賃金や年金改定率の引上げ、コロナ禍の終息による法人町民税の申告額の増など増加要因はあったものの、国の定額減税の実施により個人町民税所得割分から6,285万円が減額されたことなどにより減少と

なったものです。

なお、その減税分につきましては、令和6年6月定例議会で減額補正しておりますが、その減税相当額は、令和6年度中に交付された地方特例交付金により全額国費で補填されております。

収入済額及び収納率は、それぞれ5億8,396万7,687円、97.87%で、令和5年度と比較して収入済額は定額減税の影響により3,653万8,399円減少しておりますが、収納率は97.87%で令和5年度と同じ割合となっております。

なお、備考欄に記載がありますとおり、収入済額には還付未済額として年金特別徴収、いわゆる年金から町民税が天引きされていた方が年度途中で亡くなられ、ご遺族からの届出時期や年金保険者側の処理期間などの関係で、町の出納整理期間中に還付できなかった特別徴収分3件、2万1,815円が含まれておりますが、これら3件中2件につきましては、令和6年6月20日に令和7年度歳出予算から既に還付済みで、残り1件につきましては、本日8月29日付で還付予定となっております。

2項固定資産税の調定額は7億2,107万1,340円で、令和5年度と比較して228万612円の減、率にして0.32%減少しております。減少の主な要因ですが、現年課税分については、減価償却の課税は伸びているものの、土地家屋において、令和6年度が3年に一度の固定資産評価替えの年に当たり、宅地価格の下落傾向が続いていることや、評価替えに伴う建物の補正率の見直しなどにより、合わせて50万2,400円の減、滞納繰越分については、納税催告や差押えなどの取組により前年度の収納率が上昇したことで、滞納繰越額が177万4,512円減少したことによるものでございます。収入済額及び収納率は6億7,438万6,773円、93.53%で、令和5年度と比較してそれぞれ244万4,470円、0.04ポイント減少しております。

3項軽自動車税の調定額は8,788万2,120円で、令和5年度と比較し121万7,435円、率にして1.4%の増となっております。増加の主な要因ですが、軽自動車の買換えにより、現行の税率より低い旧税率適用車が520台減少したものの、現行の新税率適用車両が377台の増、新規登録後13年経過した重課税率適用の車両が110台の増などによるものです。収入済額及び収納率は8,517万5,500円、96.92%で、令和5年度と比較してそれぞれ124万1,435円、0.07ポイント増加しております。

4項たばこ税の収入済額は1億1,070万7,231円で、令和5年度と比較して18万2,275円の減、率にして0.16%の減少となっております。これにつきましては、近年の健康志向の高まりにより、年々喫煙人口が減少してきていることが要因と考えられます。

14、15ページをお願いいたします。

5 項入湯税の収入済額は58万2,450円で、令和5年度と比較して13万2,000円の減、率にして18.48%の減少となっております。主な要因としては、コロナ禍が終息した後も期待したほど客足が伸びなかったこと、また仙南地区の湯とぴあにおいて、令和6年9月6日から10月25日まで、設備故障により休館期間があったことなどから、入場者数の減少につながったのではないかと分析しております。

以上で1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、14、15ページ上段の2款地方譲与税から18、19ページ中段の11款交通安全対策特別交付金まで一括してご説明します。

各譲与税交付金ですが、全て予算額と同額の調定額及び収入済額となっております。

2款から11款までの収入済額の合計は約72億4,700万円で、令和5年度と比較して約2億3,500万円、3.4%の増です。

令和5年度と比較して増減が大きいのは、18、19ページ上段、9款地方特例交付金が約6,940万円の増、10款地方交付税が約1億4,600万円の増です。このうち普通交付税は、国の補正予算に伴う追加交付等があり、約1億2,700万円の増、特別交付税は約1,900万円の増です。

続きまして、12款以降は、予算額と比較して調定額や収入額の差が大きい科目、または収入未済額のある科目等を中心に款ごとにご説明します。

20、21ページをお願いします。

13款使用料及び手数料ですが、下段の1項5目1節住宅使用料の収入未済額231万9,100円の内訳ですが、現年度分が64万5,000円、過年度分が167万4,100円で4人分です。

次に、24、25ページをお願いします。

14款国庫支出金ですが、下段の2項1目1節総務費補助金の一番下、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備）は、子ども子育て支援拠点施設整備事業に係る交付金です。

26、27ページをお願いします。

上段の上から7行目、デジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装は、行政事務のオンライン化推進事業、美郷版窓口DX事業、公共施設予約システム更新事業及びICT活用教育推進事業に係る交付金です。

その下の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高騰の影響を受けている生活者及び事業者の支援事業に係る交付金です。

なお、予算額と調定、収入額との差4億166万8,580円は、子ども子育て支援拠点施設整備事業の繰越明許分に対するデジタル田園都市国家構想交付金及び新しい地方経済・生活環境創生交付

金、物価高騰支援事業の繰越明許分に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などです。

次に、下段の４目１節道路新設改良費補助金の予算額と調定、収入額との差5,181万9,000円は、町道の舗装補修工事事業、道路メンテナンス事業及び道路交通安全施設等整備事業の繰越明許分に対する社会資本整備総合交付金及び道路交通安全対策事業費補助金です。

次に、32、33ページをお願いします。

15款県支出金ですが、２項２目１節障害者福祉費補助金の一番上、障害者支援施設等物価高騰対策支援事業費補助金、同じく２節高齢者福祉補助金の一番下、介護保険施設等物価高騰対策支援事業費補助金は、物価高騰に伴う障害者支援施設及び介護保険施設の支援事業に係る補助金です。

同じく５節社会福祉費補助金の灯油購入費緊急助成事業補助金は、灯油価格の高騰に伴う低所得世帯への助成金の支給に係る補助金です。

34、35ページをお願いします。

中段の４目２節農業振興費補助金の予算額と調定、収入額の差2,328万3,322円は、６次産業化推進事業、生産力強化支援事業及び施設園芸等燃油支援事業の繰越明許分に対する補助金等です。

36、37ページをお願いします。

４節林業費補助金ですが、予算額と調定、収入額との差2,766万9,300円は、林道整備事業の繰越明許分に対する補助金です。

次に、42、43ページをお願いします。

16款財産収入ですが、２項１目１節不動産売払収入の土地売払収入は３件分、立木売払収入は仏沢地区町有林の搬出間伐等に係る売払い収入です。

２目１節物品売払収入の１行目、物品売払収入は除雪機械５台分等の売払い収入です。

３目１節生産物売払収入は、ラベンダーの摘み取り及び美郷雪華酵母等の売払い収入です。

次に、17款寄付金ですが、１項１目１節一般寄付金の１行目一般寄付金は、企業及び首都圏秋田県人会連合会からの寄附金です。

２目１節指定寄付金のふるさと美郷応援寄付金は3,237件で、令和５年度と比較して1,661件、約6,400万円の増です。指定寄付金は、個人からの寄附１件、企業及び団体からの寄附２件分です。地方創生応援寄付金は、企業からの寄附１件です。

44、45ページをお願いします。

18款繰入金ですが、１項１目１節公共施設整備基金繰入金は、当初予算で計上しておりました１億円のうち子ども子育て支援拠点施設整備事業の財源として、令和５年度及び令和６年度に受

領し同基金に積み立てた指定寄付金235万円を繰り入れ、残額については財政状況を踏まえて減額しております。なお、繰り入れた全額については、令和7年度に繰越しをしております。

2目1節ふるさと美郷子ども育成基金は、児童生徒の教育の充実に関する事業の財源として繰り入れたものです。

3目1節薬用植物栽培推進基金繰入金は、薬用植物栽培推進事業の財源として繰り入れたものです。

4目1節佐々木毅鴻鵠の志育成基金繰入金は、子供の感性・創造力育成事業の財源として繰り入れたものです。

5目1節森林環境保全基金繰入金は、森林等防除対策事業の実施状況を踏まえ全額を減額しております。

6目1節振興資金繰入金は、財政状況を踏まえ全額を減額しております。

7目1節一般廃棄物最終処分場基金繰入金は、最終処分場事業費の財源として繰り入れたものです。

46、47ページをお願いします。

8目1節減債基金繰入金は、町債の繰上償還の財源の一部として繰り入れたものです。

19款繰越金は、令和5年度からの繰越金です。

20款諸収入ですが、下段の3項1目1節奨学資金貸付金元利収入の収入未済額205万200円の内訳は、現年度分が20万8,000円、過年度分が184万2,200円で8人分です。

48、49ページをお願いします。

下段の5項2目1節給食費の収納未済額106万7,470円の内訳は、学校給食費の現年度分が63万2,085円、過年度分が43万4,060円で34人分、こども園給食費の現年度分が1,325円で1人分です。

50、51ページをお願いします。

4目1節雑入ですが、各項目のうち500万円以上の収入があったものをご説明します。

13行目、搬出間伐材事業補助金は、仏沢地区搬出間伐事業に係る仙北東森林組合からの補助金です。

次に、下から8行目の後期高齢者健診事業補助金は、健診事業に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

52、53ページをお願いします。

上から3行目の介護予防ケアマネジメント作成費収入は、介護予防・日常生活支援総合事業利用者のケアプラン作成に係る秋田県国民健康保険団体連合会からの収入です。

その7行下、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に係る厚生労働省が設置するワクチン生産体制等緊急整備基金の管理団体からの助成金です。

21款町債ですが、1目総務債から8目商工債までの収入済額の合計は15億2,160万円で、地方債別の内訳として、合併特例債が8億3,000万円で全体の約55%、過疎対策事業債が3億7,160万円で約24%、緊急自然災害防止対策事業債が2億4,110万円で約16%となり、この3つで全体の約95%を占めております。

なお、予算額と調定、収入額の差6億6,060万円は、子ども子育て支援拠点施設整備事業、圃場整備支援事業、道路維持管理事業など9事業の繰越明許費に対する合併特例債、過疎対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債です。

56、57ページをお願いします。

一番下の歳入合計ですが、予算現額の計153億3,400万円に対し、調定額が141億9,848万7,349円、収入済額が141億3,093万4,275円、不納欠損額が513万2,762円、収入未済額が6,242万312円です。

歳入の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之）　続きまして、歳出についてご説明します。

58、59ページをお願いします。

1款1項1目議会費ですが、議会活動、議会運営に関する経費と議員及び議会事務局職員の人件費が主なものです。

2目議会広報費ですが、みさと議会だより及びみさと議会だよりお知らせ版の発行経費が主なものです。

1款の説明は以上です。

60、61ページをお願いします。

2款1項1目一般管理費ですが、総務課職員の人件費、全職員の厚生関係経費、文書管理費、庁舎管理など通常業務に要する経費のほか、職員能力向上事業などに要した経費が主なものです。このうち、職員能力向上事業については、自治研修所での必須研修や指定研修への参加に加え、コミュニケーション質向上セミナーや事務ミス防止研修などの町単独研修を実施し、延べ100人の職員が受講しております。また、秋田県市町村振興協会主催の市町村職員海外研修に職員1名が参加をしております。

62、63ページをお願いします。

12節委託料、5行目の設計監理委託料ですが、第2庁舎外壁等改修工事及び事務室の空調設備

改修工事に係る設計監理委託料です。

14節工事請負費ですが、施設改修工事として、本庁舎の屋上防水改修工事、第2庁舎の外壁等改修工事を実施しております。施設設備改修工事として、第2庁舎事務室空調設備改修工事を実施しております。

17節備品購入費ですが、庁舎器具費として事務用椅子などを購入しております。

64、65ページをお願いします。

上段の22節償還金利子及び割引料ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の令和5年度実施事業分の精算に伴う返還金です。

本目における主な不用額ですが、10節需用費の光熱水費、11節役務費の通信運搬費で、いずれも実績によるものです。

1目の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁）　続きまして、2目行政推進費ですが、67ページ上段までです。

本目ですが、行政区などに対する支援、コミュニティセンターの管理、男女共同参画社会の推進、地域公共交通活性化対策及び合併20周年記念事業に要した費用が主なものです。

はじめに、合併20周年記念事業に要した主な経費として10節需用費の4行目、印刷製本費では、記念クリアファイル、美郷大使対談集及び広報みさと縮刷版の作成などです。

12節委託料では、9行目、CD作成業務委託料は記念CDの作成、11行目映像作成業務委託料は、記念式典用DVDの作成などです。

次に、12節委託料の2行目、住民活動センター管理委託料は、NPO法人みさぼーとに対する指定管理委託料、4行目、設計監理委託料は住民活動センター空調設備改修工事に係る設計監理及び工事監理業務です。

14節工事請負費ですが、金沢西根コミュニティセンターの駐車場舗装補修工事及び引き込み受電設備改修工事、金沢コミュニティセンターの体育館屋根補修工事、住民活動センターの空調設備改修工事などです。

66、67ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金ですが、5行目、美郷町地域公共交通活性化再生協議会負担金は、乗合タクシー運行事業に係る負担金で、乗合タクシー利用登録者は923人、利用者は延べ6,567人、運行便数は延べ5,356便です。

次の生活バス路線等維持費補助金は、路線バスの運行維持のため、一部県の補助金を財源として3路線分のバス事業者への補助です。

次の地域活動拠点整備事業費補助金は、地域の会館の改修等に対する補助金で18件の実績、活力ある地域づくり事業補助金は、行政区やボランティア団体等が実施する地域づくり活動やイベント等に対する補助金で16件の実績です。

次のあきた結婚支援センター入会登録料助成金は7件、結婚新生活支援助成金は7件の実績です。

次の行政区活動支援交付金は、行政区活動の円滑な実施を支援するための交付です。

本目の不用額の主なものですが、12節委託料のコミュニティセンター及び駅駐輪場の除雪作業委託の実績、18節負担金補助及び交付金の美郷町地域公共交通活性化再生協議会の負担金の実績、地域活動拠点整備事業費補助金の実績及び活力ある地域づくり事業費補助金の実績などによるものです。

2目の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、3目文書広報費ですが、広報みさと及び広報みさとお知らせ版の発行経費のほか、町ホームページ管理費などが主なものです。

17節備品購入費ですが、庁舎器具費としてインクジェットプリンター1台を購入しております。

3目の説明は以上です。

○会計管理者兼出納室長（照井 修） 次に、ページ下段から68、69ページ上段まで、4目会計管理費ですが、出納室職員の人件費のほか、10節は事務用消耗品、諸用紙の印刷代、11節はデータ伝送などに係る手数料、13節使用料及び賃借料は、公金レジのリース料です。

4目会計管理費の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 68、69ページをお願いします。

5目財産管理費ですが、普通財産の管理、町有林の保育管理、松・杉並木の管理、旧行政センターの管理、公用車及び町有バスの維持管理費などに要した経費が主なものです。

12節委託料、4行目の調査委託料ですが、旧南行政センターの建築物調査及びエネルギー管理書類作成業務委託料が主なものです。

8行目の測量調査委託料ですが、旧カントリーパークのり面復旧に係る測量調査及び普通財産の境界確認のための測量調査が主なものです。

一番下の町有林保育事業委託料は、仏沢地区町有林搬出間伐に係る委託料になります。

14節工事請負費ですが、旧カントリーパークのり面復旧工事について、年度内の完成が見込めず令和7年度に繰越したものです。

5目の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 説明途中でありますが、ここで10分間休憩します。

（午前 11 時 00 分）

（午前 11 時 10 分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、68ページ下段から73ページ上段にかけて記載しております6目企画費ですが、美郷暮らしサポート事業、ふるさと美郷応援寄付事業、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業、定額減税調整給付事業に要した経費が主なものでございます。

主な実績ですが、美郷暮らしサポート事業のうち、71ページ下段にあります18節の上から6行目、美郷暮らし促進奨励金については、64件の交付実績で、令和5年度と比較して件数で1件、金額で約200万円の減となっております。ふるさと美郷応援寄付事業では、寄附者3,237人のうち希望した3,161人に返礼品を送付しております。

また、令和5年の国の経済対策に基づく取組として、急激な物価高騰に対応するため低所得世帯に対しては、73ページ上段、19節扶助費のエネルギー・食料品等価格高騰支援給付金において、基準日時点の対象世帯に対し給付金を支給し、所得税または個人住民税所得割が課税された方に対しては、令和6年6月から実施された定額減税により減税され、定額減税し切れない方に対しては、同じく19節の一番下の行、定額減税調整給付金において、その差額分を補足給付金として支給しております。

さらに、令和6年11月の国の経済対策に基づきエネルギー・食料品等価格高騰支援冬期給付として基準日時点の非課税世帯に対し給付金を支給し、それ以外の世帯に対しては美郷町生活支援券を支給しております。

この目における主な不用額は、7節報償費におけるふるさと美郷応援寄付事業の実績によるものでございます。

また、繰越明許費についてですが、71ページ記載の10節需用費、11節役務費、73ページ記載の19節扶助費において、エネルギー・食料品等価格高騰支援事業冬期給付の国の補正等に伴い翌年度へ一部財源を繰り越したものです。

6目企画費の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、7目電子計算費ですが、庁舎電算システム及び情報通信基盤の維持管理に要した経費、秋田県町村電算システム共同事業組合に対する負担金が主なも

のです。

10節需用費の消耗品費は、主にプリンタートナーの購入費です。

12節委託料ですが、1行目の電算保守委託料は、基幹ネットワーク仮想サーバー保守業務及びウイルス対策等のシステム保守料など、2行目の電算機器類設定委託料は、公民館、学友館ほか4施設のL G W A N系無線L A N環境構築業務委託及びオンライン申請システム導入業務など、3行目の自治体D X推進業務委託料は、D X推進アドバイザーによる町のD X推進業務です。

13節使用料及び賃借料ですが、コピー機及び職員用業務用パソコンのリース料などです。

14節工事請負費ですが、電柱立て替え工事等に伴う光ファイバーケーブル支柱移転工事及びI P電話追加工事などです。

17節備品購入費ですが、タブレット端末、ディスプレイ及び内部情報系共有ハードディスクなどです。

18節負担金補助及び交付金ですが、秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金が主なものです。

7目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、8目交通安全対策費ですが、交通事故防止対策に要した費用でございます。

7節報償費は、交通指導員15名分でございます。

10節需用費の消耗品費は交通安全啓発看板購入費、修繕料はカーブミラー28か所の修繕費用でございます。

27節の備品購入費ですが、次のページ、74、75ページをお開き願います。カーブミラーですが、23枚購入しております。

18節の2段目、チャイルドシート購入費補助金につきましては、29件の交付実績でございます。続きまして、9目防犯対策費ですが、犯罪防止対策のために要した費用でございます。

7節報償費は防犯指導員5名分、10節需用費の光熱水費は、町内2,889基の防犯灯電気料金でございます。

修繕料は、防犯灯64基の修繕を行ったものです。

14節の防犯灯設置工事では、新規に10基設置しております。

続きまして、10目諸費ですが、秋田県防衛協会会費並びに自衛隊家族会への補助金でございます。

続きまして、11目豪雪地域安全確保事業費ですが、自宅の雪下ろし、除排雪作業の死傷事故の

防止を図るため、国の補助事業を活用した事業で、玄関前除排雪の軽度生活援助事業では、延べ387人、雪下ろし等支援事業は21人の方が利用されました。

以上で1項の説明を終わります。

○税務課長（佐々木龍悦） 続きまして、74ページ下段から77ページ上段までの2項1目税務総務費ですが、固定資産評価審査委員報酬や職員の人件費のほか、税務一般に係る事務経費、外部団体への負担金が主なものでございます。

76、77ページの2目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に関わる経費が主なものでございます。

22節償還金利子及び割引料の不用額ですが、町税の還付金において、主に法人町民税の確定申告に伴う還付金の発生に備え、過去5か年分の平均額を見込み予算計上しているものですが、実績の減により不用額となったものでございます。

2項町税費の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 先ほど、8目交通安全対策費で17節のところを、私間違えまして27節と発言しておりました。訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

続きまして、3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、戸籍及び住民基本台帳の整備、住民の異動や諸証明の発行、人権啓発活動に要した費用でございます。

人口の推移ですが、令和6年度末の人口は1万7,312人で、前年度と比較して337人の減、率にして1.9%の減、世帯数は6,608世帯で、前年度と比べ7世帯の減でした。

個人番号カードの保有枚数は1万4,404枚で、率にして80.8%となっております。

78、79ページをお開き願います。

10節の消耗品費では、人権の花運動による花の苗を町内3小学校に配布しております。印刷製本費は、戸籍や住民票などの偽造防止用紙費でございます。

12節委託料の1段目、機器保守委託料では、住民基本台帳ネットワークシステムの保守業務で、次の段の個人番号カード申請促進業務委託料は、イオン大曲店に設置した個人番号カード申請サポート窓口の業務委託料です。

その下、窓口申請支援システム導入業務委託料では、美郷町DX推進基本計画に基づき、デジタルで快適な窓口の実現の一環として「書かない窓口」を令和6年11月より運用開始しております。これに係るシステムやタブレットなどの購入機器導入を行ったものです。

この「書かない窓口」は、個人番号カードを読み込み本人確認することで申請書に住所・氏名などの記入を不要とするもので、手続時間が平均18パーセント短縮しております。

13節の電算システム使用料は、窓口申請支援システム利用料が主なものでございます。

17節の庁舎器具費は、住民基本台帳ネットワークシステム機器が5年ごとの更新と定められており、6年度に更新したものでございます。

18節の2段目、地方公共団体情報システム機構負担金は、コンビニ交付に係るネットワークシステム利用負担金です。利用状況ですが、2,116件利用され、利用率は住民票で全体の17.2%、印鑑証明で20.5%でした。

以上で3項の説明を終わります。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、4項1目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に係る経費が主なものです。

2目の選挙啓発費ですが、明るい選挙推進協議会委員の会議や活動参加の委員報償になります。

3目秋田県知事選挙費、次のページの4目美郷町長選挙費、5目衆議院議員選挙費ですが、各選挙に要した経費になります。

4項の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 82、83ページをお願いします。

5項統計調査費ですが、1目統計調査総務費は、統計功労者表彰受賞者への賞状額の購入等、2目基幹統計費は、農林業センサス及び学校基本調査等に要した調査員報酬や事務費が主なものです。

5項の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 6項1目監査委員費ですが、監査委員に係る経費、監査等に係る事務経費が主なものです。例月現金出納検査、決算審査、定期監査、行政監査及び公の施設の指定管理者監査等を実施しております。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、3款民生費をご説明いたします。

1項1目社会福祉総務費ですが、生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等、社会福祉に関わる各種団体への助成、また、灯油の価格高騰に対する経済的負担軽減のための助成金などが主なものです。

84、85ページをお願いいたします。

18節中ほどの社会福祉協議会補助金は、人件費に対する補助、下から3行目の福祉センター管理費補助金は、施設の維持管理に対する補助となっています。

また、同目では灯油購入費緊急助成事業として、令和6年度の町民税が非課税均等割の世帯に1世帯当たり6,000円を1,793世帯に対し、19節の灯油購入費緊急助成金にて1,075万8,000円を支

出したほか、関連経費を支出してございます。

ページ下段、2目障害者福祉費ですが、障害を持った方々が地域で自分らしく暮らすことができるように、障害者総合支援法に基づいた障害福祉サービスなど障害者の支援に要した経費で、具体には障害支援区分認定審査に係る経費、事業所が提供した介護や訓練に係る給付費、相談支援や日常生活用具等の給付事業に係る経費等が主なものです。

86、87ページをお願いします。

令和6年度においては、物価高騰に伴う障害者支援施設の光熱費及び食材料費の負担軽減を図るため、18節障害者支援施設等物価高騰対策支援事業補助金として、県の補助金を活用し、入所定員等を基準とし570万6,800円を補助してございます。

また、19節扶助費は、利用される方の身体または心の状況により給付費に影響が出てくるため、不用額が生じてございますが、介護給付訓練等給付費は令和5年度と比較し約1,500万円、約3%増、障害児通所支援給付費が約1,200万円、約18%増となっております。

本目の予備費充用ですが、在宅改修費給付事業補助金において、当初予算措置1件に加え障害者住宅改修新規1件の申請があり、改修を早期に着手する必要があるため18万円を充用したものです。

続きまして、3目高齢者福祉費ですが、広域で実施している介護保険事業の負担金、介護予防事業及び支援事業に要した経費が主なものです。

88、89ページをお願いいたします。

18節1行目の大仙美郷介護福祉組合負担金は、令和5年度と比較し約800万円の増、4行目の大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事業負担金は、約1,700万円の増となっています。増加要因は、人件費増加によるもののほか、事業実績、施設改修による負担額増によるものです。

また、物価高騰に伴う介護保険施設等の光熱費、食材料費の負担軽減を図るため、介護保険施設等物価高騰対策支援事業補助金として、県の補助金を活用し、入所定員等を基準とし1,612万7,900円を補助、また同一内容にて真昼荘物価高騰対策支援事業補助金154万1,000円を支出してございます。

同じく18節におきまして、小規模介護施設等整備事業費補助金として、県補助10分の10により定期巡回24時間対応訪問介護サービスを行う事業所立ち上げ支援を行ってございます。

19節福祉サービス利用助成金は、シニア元氣いきいき支援事業として1,655万9,400円を助成し、令和5年度と比較し約200万円、15%ほどの増となっております。

90、91ページをお願いします。

4目医療給付費ですが、福祉医療制度に係る経費、後期高齢者医療療養給付費負担金、国民健康保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金が主なものです。

18節秋田県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金過年度分は、令和5年度同負担金の精算によるものです。

19節福祉医療費扶助は、障害者や子供の健康保持と経済的な負担軽減を図るため、高齢者、障害者、重度心身障害者、未就学児、小学生、中学生、高校生等医療費の自己負担額の全額を助成するものですが、対象件数が5万8,949件で、令和5年度と比較し約550万円、3.5%ほどの減となっております。

27節繰出金は、保険税軽減世帯の税軽減総額分の法定繰り出し、出産育児一時金繰り出し等、実績に基づく額の支出となっております。

3款1項の説明は以上です。

○こども子育て課長（高橋 勉） 続きまして、2項1目児童福祉総務費ですが、児童の健全な育成を目指した事業に要した経費が主なものでございます。なお、子ども子育て支援拠点施設整備に関して駐車場整備の事業料の増加等と、国の令和6年度補正事業に採択されたことにより工事等が令和7年度に及ぶことから、関係する予算を繰越ししております。

1節の報酬は、要保護児童対策地域協議会委員による個別ケース会議等に係るものでございます。

7節の出生祝い金は、出生児1人につき5万円を支給するもので、50人の実績となります。

92、93ページをお願いいたします。

12節設計監理委託料は、子ども子育て支援拠点創設整備に係るもので、駐車場整備及び拠点施設の実施設業務と中央体育館機械室解体及びトイレ等改修工事の設計工事管理業務に要したものです。

その下の子どもの遊び場づくり事業委託料は、子供の健全育成と保護者の負担軽減を図るため、土曜日の遊び場の提供を行ったものです。毎月第4土曜日、住民活動センターでの「おやこふらっと広場」の開催について、NPO法人みさぼーとへ委託したもので、延べ49組の親子の参加がありました。

子育て短期支援事業委託料は、保護者の病気などで一時的に子供の養育ができない場合に、子供を短期的に児童養護施設などで預かるもので、1件の利用実績となります。

14節舗装工事は、子ども子育て支援拠点施設に係る駐車場整備として、中央体育館東側の旧テニスコートで施工したもので、令和7年度へ繰越ししたことにより、令和6年度の実績は前金払

いた金額となります。なお、工事は令和7年5月20日に完了し、残額は令和7年度予算にて支払い済みです。次の施設改修工事は、中央体育館機械室の解体及びトイレ等改修工事が主なものでございます。

17節施設予備費には、乳幼児を同伴しての育児相談等での対応として玩具を用意したものです。

18節出産応援金は、母子手帳を交付した妊婦へ5万円を、子育て応援金は出生児1人につき5万円を支給するもので、それぞれ年度内に申請された36人と50人の支給実績となります。

あきた出産おめでとう給付金は、県の事業で、出生児1人につき2万円を、先ほどの子育て応援金と一緒に支給したもので、50人の実績です。

在宅子育て支援給付金は、生後8週経過から就学前の子供を在宅で育児している保護者に、子供1人につき月額5,000円を給付するもので、86人の実績となります。

22節は、それぞれ令和5年度の事業実績による額確定に伴う返還金です。

2目ひとり親家庭福祉費は、独り親家庭の支援に係るもので、7節報奨金は、小学校及び中学校を卒業される児童生徒43人に記念品として図書カードの贈呈に要したものです。

3目児童福祉施設費は、児童遊園地の管理及び認定こども園の管理運営に要した経費が主なもので、令和6年度末のこども園の園児数は435人で、令和5年度と比べて36人減少しております。

なお、この目の予備費支出ですが、六郷わくわく園火災通報装置の不具合への対応工事と、令和5年度保育対策総合支援事業費補助金の交付額確定に伴う超過受領分返還への充用となります。

また、不用額につきましては、本町園児の町外認定こども園等への入所に係る保育業務委託料の残及び給食業務委託料の精算による戻入などでございます。

94、95ページをお願いいたします。

12節下段の保育業務委託料は、本町園児の町外認定こども園等への入所に係るもので、20人の利用となっております。

96、97ページをお願いいたします。

14節施設設備改修工事は、千畑なかよし園保育園等非常用発電機の更新、六郷わくわく園ふれあい広場へのエアコン設置、仙南すこやか園厨房への浄水器設置などを行っております。

17節施設用備品は、除雪機や手押し芝刈り機など、給食用備品は、食器洗浄機やスチームコンベクションオーブンなど各園の備品となります。

22節は、それぞれ令和5年度の実績による額確定に伴う返還金です。

4目子育て支援費は、放課後児童クラブの管理運営並びに地域子育て支援拠点事業に要した経費が主なものです。

放課後児童クラブの令和6年度の登録数は354人で、令和5年度と比べて16人の増となっております。子育て支援拠点事業につきましては、各こども園で未就学児を対象とした育児相談や食育講座などを行い、延べ585組、607人が利用され、一時保育につきましては、延べ90人の利用がありました。

1節子ども・子育て会議委員報酬は、こども計画の策定等に係る協議等として会議を4回開催した実績となります。

12節中段の設計監理委託料は、仙南っ子児童クラブ外壁改修工事に係る設計監理及び工事管理業務に要したものです。

こども計画策定支援業務委託料は、計画策定に当たってのアンケートの実施や調査・解析、計画書の製本等業務となります。

98、99ページをお願いいたします。

上段の14節施設設備改修工事は、仙南っ子児童クラブ外壁改修工事のほか、みさとこども館カーテン設置工事等を行っております。

17節施設用備品は、各児童クラブのランドセルロッカーや下足棚などです。

18節病児・病後児保育利用料助成金は、病気の子供を一時的に預かる保育施設を利用した際に利用料の半額を助成するもので、8人の方が施設を利用され、助成を行っております。

19節すこやか子育て支援事業助成は、広域入所児童の保育料及び給食費を助成するもので、20人に交付しております。その下の子育てファミリー支援事業助成は、第3子以降の一時保育や任意の予防接種などの費用の一部を助成するもので、58世帯に交付しております。

22節子ども・子育て支援交付金返還金は、令和5年度の放課後児童クラブ管理運営に係る事業費確定に伴う返還金です。

続きまして、5目児童措置費は、児童手当支給に係る経費が主なもので、19節扶助費にて児童手当の制度改正により、10月分からは所得制限及び所得上限を廃止するとともに、高校生年代への支給も行っております。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3項災害救助費1目19節扶助費ですが、災害に遭われた方への見舞金として、7月9日並びに7月25日に発生した大雨による床下浸水被害者延べ5名の方並びに令和7年3月23日天神堂で発生した建物火災で全焼した1名の方に見舞金を届けております。

これで3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（大澤 修） 続きまして、4 款衛生費をご説明いたします。

1 項 1 目保健衛生総務費ですが、保健センターの管理費のほか、食生活改善、心の健康づくりなど、セルフケア推進事業及び健康対策に係る各種団体への補助等に要した経費、子育て世代包括支援センター事業による妊娠期から子育て期にわたる支援として、乳児訪問や未熟児療育医療給付、不妊治療費補助等に要した経費が主なものです。

100、101ページをお願いします。

令和 6 年度におきましては、健康管理システムを国の基準に合わせる標準化データ移行の業務委託として、12 節より 325 万 6,000 円を支出してございます。

続きまして 102、103 ページをお願いいたします。

18 節下から 4 行目、がん患者補正具購入費補助金は 10 件の実績、1 つ飛んで特定不妊治療費助成は 2 件の実績、その下、一般不妊治療、不育症治療費補助金は、6 件の実績となっております。

続きまして 2 目予防費ですが、各種予防接種、各種がん検診、乳幼児健診、妊婦健診等のほか、令和 5 年度までの新型コロナウイルスワクチン集団接種事業の精算に伴う費用です。

12 節総合健診委託料、いわゆる早朝健診事業の委託料ですが、前年度に比較し約 200 万円増加しております。受診者数は若干減少してございますが、委託単価の増加が要因となっております。12 節予防接種委託料のうち、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和 6 年 10 月より定期接種が開始され、実績としましては 630 人、65 歳以上対象者に対する接種率は 8.6%となりました。なお、令和 6 年度においては、国助成 8,300 円、町助成 2,000 円で、接種者自己負担は 5,000 円前後となっております。

その他予防接種関連ですが、インフルエンザ予防接種は 5,367 人、带状疱疹予防接種は延べ 262 人、おたふく風邪予防接種は延べ 99 人に対して助成しております。

104、105 ページをお願いします。

集団接種事業として行いました、令和 5 年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金及び接種対策費国庫負担金の交付額確定に伴う返還金等を 22 節より支出しております。なお、本目の予備費充用ですが、予防接種による健康被害に係る医療費等について国から支給決定があったため、対象者に早急に支給手続を行う必要があることから、19 節予防接種健康被害救済給付金へ 15 万 6,000 円充用したものです。

以上で 2 目予防費の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰） 続きまして、3 目環境衛生費ですが、不法投棄の防止、墓地の管理、

水環境の啓発、斎場に関する負担金など、環境施策に要した費用でございます。

7目報償費は、不法投棄監視員7名によるパトロールに対する報償金です。

12節の施設管理委託料は、一般廃棄物最終処分場の草刈り管理費です。その下、町営墓地管理委託料は、7か所ある町営墓地の草刈り等管理費でございます。

18節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金では、大仙市、仙北市、美郷町の利用人数により案分され負担するもので、新南部斎場建設費並びに管理運営費に関する負担金を主に支出しております。新南部斎場は、令和6年5月10日より供用開始しております。その下、斎場使用料負担金は、利用件数357件分を組合に支出しております。

続きまして、2項清掃費を説明いたします。

10節需用費の印刷製本費は、7年度より資源ごみとしてプラスチックを本格回収するため、回収曜日や分別方法を記載した「家庭ごみの分け方・出し方」改訂版を印刷し全戸配布したもの及びごみ集積所用標識を350部作成し、ごみ集積所に掲示したものでございます。

次のページ、106、107ページをお願いいたします。

12節委託料のごみ収集業務委託料は、各行政区のごみ集積所及びリサイクルステーションからのごみ収集運搬処理に係る委託料で、収集業者は5社でございます。令和6年度の処理状況ですが、燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ合わせまして5,954トンとなっており、前年度と比べ7.3%の減となっております。1人あたりに換算しますと344キロで、前年度と比べ20キロの減となっております。上から3段目、廃棄物減量等推進委託料は、各行政区の廃棄物減量等推進委員に対し、10月にプラスチック資源循環実証試験チラシ、試験回収用袋の配布、3月に「家庭ごみの分け方・出し方」改訂版の全戸配布を委託したものです。その下、有料ごみ袋作製委託料では、燃えるごみ用袋など58万枚を作成しております。

18節の上から2段目、大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金の主なものとしまして、中央ごみ処理センター等運営費として1億1,551万9,000円、新中央し尿処理センター建設費として3億2,100万3,000円を支出しており、本年3月より稼働しております。次のごみ集積施設設置費補助金ですが、8行政区更新9基、修繕2基分について補助しております。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和） 続きまして、3項1目水道費ですが、18節は本堂城回簡易水道組合の水質検査及び取水設備工事に対する補助金、27節は水道事業会計への繰出金です。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 続きまして、5款1項1目労働諸費ですが、シルバー人材セン

ターへの支援、就労者支援事業や町技能功労者表彰事業に要した経費が主なものでございます。

本目の主な実績ですが、18節の下から2行目、職業訓練等支援事業補助金の交付実績は26件で、その下の資格取得サポート事業補助金の交付実績は5件です。また、令和6年度の町技能功労者表彰は、3名の方を表彰しております。

続きまして、次のページ、109ページ上段までとなる2目雇用対策費ですが、企業人材獲得支援事業、雇用促進支援事業に要した経費となります。

109ページの18節企業人材獲得支援事業補助金につきましては、美郷町内の企業4社による複数企業型インターンシップ事業について助成しました。インターンシップ事業には、県内の学生4名が参加いたしました。また、その下、雇用促進支援金につきましては、12事業者19人の新規雇用に対する交付実績となりました。

以上で5款の説明を終わります。

○**農業委員会事務局長（加藤隆輝）** 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員17名の報酬、農地の権利移動や貸借に関する事務、農業者年金に関する事務などに要した経費が主なものでございます。

8節旅費は、農地中間管理機構の機構集積支援事業による委員及び職員の資質向上を図るための各種研修等に参加するための経費でございます。

11節役務費、13節使用料及び賃借料につきましては、タブレット端末2台分に係る経費を支出しております。

1目の説明は以上です。

○**農政課長（高塚 剣）** 続きまして、2目農業総務費ですが、110、111ページの中段までで農政課職員の人件費のほか、農政課管理の公用車1台分の経費が主なものです。

2目農業総務費の説明は以上です。

110、111ページをお願いします。

続きまして、3目農業振興費ですが、町推奨作物、生薬・サキホコレの生産拡大、生産力強化のための機械導入、堆肥による土づくり、6次産業化などの取組に対する補助のほか、経営所得安定、鳥獣被害防止、病虫害防除、燃油価格高騰、大雨被害支援などの各種対策に要した経費が主なものです。

8節費用弁償は、熊の捕獲等に係る鳥獣被害対策実施隊隊員の出役費用で、延べ748人分です。なお、捕獲した有害鳥獣は熊2頭、イノシシ16頭、鹿13頭、カラス類9羽です。

10節修繕料は、老朽化した生薬種苗用ハウスの修繕が主なものです。

12節委託料は、薬樹の森健康公園の管理業務、薬用植物の試験栽培及び栽培指導業務、熊等との緩衝帯整備のための下刈り業務が主なものです。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、112、113ページをお願いします。6行目のサキホコレ作付応援事業補助金は112件の交付実績で、作付面積は約271ヘクタールとなっております。

1行飛びまして経営所得安定対策等推進事業補助金は、地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策等推進事業に対する補助金です。なお、国から農家へ直接支払われました水田活用の直接支払交付金等は、約4億6,619万円となっております。

次の作物転換総合支援事業補助金は、24件の交付実績で、転換面積は約4.6ヘクタールとなっております。

次の生産力強化支援事業補助金は、農業経営の規模拡大及び生産性の向上等に必要な機械施設等の導入に対する補助金で、15件の交付実績となっております。内訳ですが、夢ある園芸産地創造事業分が9件、復田対策推進支援事業分が4件、化学肥料低減機械等導入支援事業分が2件です。

次の農業経営等復旧継続支援対策事業補助金は、7月の大雨被害支援対策として5件に交付しております。

5行飛びまして、病虫害防除事業補助金は3件の交付実績で、共同防除面積は約2,494ヘクタールとなっております。

1行飛びまして、鳥獣被害対策協議会補助金は、電気柵の設置等に対する補助金で、金沢東根字川端山地内の5か所分です。

1行飛びまして、生薬の里美郷構想推進事業補助金は、生薬の生産支援等に取り組んでいる株式会社美郷の大地に交付しており、定植機の導入及び収穫用トラクター、洗浄機、乾燥機、予冷库、出荷調整用ハウスなどの増設に対して補助しております。

次の産地パワーアップ土づくり事業補助金は12件、次の循環型農業土づくり応援事業補助金は133件の交付実績で、堆肥施用量は合わせて2,428トンとなっております。

1行飛びまして、6次産業化支援事業補助金は3件に交付しております。

3行飛びまして、有害鳥獣誘引樹木伐採事業補助金は28件の交付実績で、伐採本数は52本となっております。

次の施設園芸等燃油支援事業補助金は、燃油価格高騰対策として17件に交付しており、次のあきたの園芸省エネ化支援事業補助金は、9件の交付実績となっております。

110、111ページに戻りまして、下段の本節の繰越明許費ですが、6次産業化施設緊急整備事業

補助金、化学肥料低減機械等導入支援事業補助金、あきたの園芸省エネ化支援事業補助金、農業経営等復旧継続支援対策事業補助金について、県の繰越しなどに伴い年度内の事業完了が見込めないことから繰越ししたものです。

また、本節の不用額ですが、主に農業用無人航空機操縦者育成事業補助金の交付実績によるものです。

3目農業振興費の説明は以上です。

112、113ページをお願いします。

続きまして、中段以降の4目担い手対策費ですが、農業者の確保や担い手育成のための認定農業者、新規就農者及び農業法人等に対する補助のほか、営農継続に必要な機械の導入や農地の集積、集約化の取組に対する補助が主なものです。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、上から3行目の新規就農者研修支援事業補助金を1人に、次の新規就農者育成総合対策事業補助金を2人に、次の新規就農者雇用促進支援事業補助金を1法人に2人分をそれぞれ交付しております。

114、115ページをお願いします。

4行目の企業的農業法人へのジャンプアップ応援事業補助金は、2法人に交付しております。

1行飛びまして営農継続支援事業補助金は、15件の交付実績となっております。

1行飛びまして、機構集積協力金は、農地中間管理機構から農地を借り受けて農地の集積、集約化に取り組む大坂善知鳥地区に対して交付しており、集積面積は96ヘクタールで、集約化面積は約48ヘクタールとなっております。

4目担い手対策費の説明は以上です。

○商工観光交流課長（高橋 晋一） 続きまして、5目農業振興施設管理費ですが、道の駅や手づくり工房湧子ちゃんなどの施設管理に要した経費が主なものでございます。

この目では関係施設の指定管理に係る委託料の支出や館内設備の点検などのほか、令和6年度は手づくり工房湧子ちゃんの保冷室、冷却ユニットやコンプレッサーの更新工事などを行っております。

この目の予備費支出ですが、手づくり工房湧子ちゃんの蒸気配管修繕及びあったか山直売所の暖房設備修繕のため緊急対応したものでございます。

5目農業振興施設管理費の説明は以上です。

○農政課長（高塚 剣） 続きまして、6目畜産業費ですが、畜産経営の規模拡大等に対する補助や堆肥センター及びアクティセンターの維持管理に要した経費のほか、飼料価格高騰対策に要し

た経費が主なものです。

116、117ページをお願いします。

10節 2 行目の修繕料は、堆肥センター及びアクティセンターの突発的な設備故障等の修繕料です。

12節 1 行目のアクティセンター管理委託料は、同施設の指定管理料です。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、2 行目の畜産環境総合整備事業負担金は、秋田県農業公社が実施する堆肥センターのストックマネジメント事業に対する負担金で、家畜排せつ物を処理するロータリーキルンの修繕等を実施しております。

次の大曲仙北広域市町村圏組合へい獣保冷センター費負担金ですが、同センターの運営費に対する負担金です。

2 行飛びまして、夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金は1 件に、次の優良牛飼育奨励事業補助金は10件にそれぞれ交付しております。

1 行飛びまして、酪農経営安定対策事業補助金と、次の肉用牛繁殖経営安定対策事業補助金は、飼料価格高騰対策として酪農経営安定対策事業補助金は4 件に、肉用牛繁殖経営安定対策事業補助金は14件にそれぞれ交付しております。

6 目畜産業費の説明は以上です。

続きまして、7 目農村整備費ですが、基盤整備事業及び土地改良事業等に対する負担金や日本型直接支払交付金のほか、農村公園の管理委託料や農業集落排水事業特別会計への繰出金が主なものです。

12節 2 行目の施設管理委託料は、農村公園等29か所分です。

1 行飛びまして、基盤整備関連計画等作成業務委託料は、大坂善知鳥地区の地形図作成業務です。

118、119ページをお願いします。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、1 行目の県営基盤整備事業費負担金は、金沢地区、畑屋中央地区、鑓田南谷地地区、明田地野際地区、太田南部地区の5 地区分です。次の県営事業費負担金は、金沢4 区地区、金沢9 区地区、下堰・三百石堰地区、仙北平野2 区地区、仙平太田斉内地区などの7 地区分です。

1 行飛びまして、仙北平野土地改良区経常費負担金は、同改良区区域内の町排水単独受益地区分です。

2 行飛びまして、県営基盤整備事業調査計画費負担金は、大坂善知鳥地区と六郷西部第2 地区

の2地区分です。

1行飛びまして、水利施設管理強化事業費負担金は、田沢疎水地区、仙北平野地区、旭川水系地区の3地区分です。

1行飛びまして、基盤整備事業地元推進団体補助金は5団体に、1行飛びまして土地利用調整補助金は4改良区に、それぞれ交付しております。

次の農業水利施設安全管理事業補助金は、秋田県仙北平野土地改良区が実施した仏沢ため池の安全防護柵の設置に対して交付しております。

1行飛びまして、多面的機能支払交付金は18組織に、次の中山間地域等直接支払交付金は3組織にそれぞれ交付しております。

なお、本節の繰越明許費ですが、県営基盤整備事業費と県営事業費に対する負担金で、県の繰越しに伴い、年度内の事業完了が見込めないことから繰越ししたものです。

27節は、農業集落排水事業特別会計への繰出金です。

1項農業費の説明は以上です。

続きまして、2項1目林業費ですが、水源涵養、林道整備、森林管理に要する経費が主なものです。

12節委託料の主なものですが、1行目と2行目は、林道七滝山線整備工事に係る測量調査委託料及び設計監理委託料です。

次の七滝水の森植樹事業委託料は、植樹時の整備業務及び前年度までの植樹時の下刈り業務で、次の森林病虫害等防除委託料は、松くい虫防除のための薬剤散布業務及び松枯れの伐倒処理業務です。

1行飛びまして、森林経営管理業務委託料は、森林経営管理制度に基づく意向調査業務、集積計画策定業務及び間伐業務です。

14節林道七滝山線整備工事ですが、整備延長は180メートルです。なお、本節の不用額ですが、繰越分の林道七滝山線整備工事の請負差額によるものです。

18節負担金補助及び交付金の主なものですが、6行目の森林情報デジタル化推進事業費負担金は、秋田県が実施する民有林の航空レーザー計測に対する負担金です。

なお、本目の予備費ですが、林道七滝山線整備工事について、急遽国からヒアリングを求められたため、林野庁への旅費1人分を充用しております。また、本目の12節と14節の繰越明許費は、林道七滝山線整備工事について入札の不調により発注が遅れ、工期が十分確保できず年度内の完工が見込めないことから繰越ししたものです。

6 款の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 説明途中でありますが、ここで昼食のため午後 1 時まで休憩します。

（午後 0 時 0 0 分）

（午後 1 時 0 0 分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 120、121ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目商工総務費ですが、商工観光交流課職員の人件費のほか、ふるさと手作り CM 大賞の作品制作業務委託や各種団体への負担金などが主なものでございます。

1 目の説明は以上です。

続きまして次のページ、122、123ページ中段までに記載しております 2 目商工振興費ですが、商工会への支援のほか、起業者総合支援事業、空き店舗等対策事業及び中小企業支援事業に要した経費が主なものです。

123ページ、18節の上から 8 行目、起業者総合支援事業補助金は、町内での起業者を支援する事業で、交付実績は菓子製造業 1 件、工芸美術家 1 件の合計 2 件です。

次の行の空き店舗等活用家賃支援事業補助金は、11件の交付実績でした。

1 行飛んで、中小企業振興資金保証料補給等補助金につきましては、町内中小企業の資金面の負担軽減を図るため、貸付利子及び保証料の補助を行うもので、件数は336件です。

2 目の説明は以上です。

続きまして、122ページから127ページ上段にかけて記載しております 3 目観光費ですが、ラベンダーまつり開催事業、滞在型観光推進事業、名水市場湧太郎をはじめとする観光施設の管理に要した経費が主なものです。

滞在型観光推進事業につきましては、125ページ、12節委託料の下から 3 行目、ネイチャーガイド講習会運営業務委託料において、七滝山をフィールドに 2 回の現地講習会を実施し、ガイドとして必要なスキルや知識の再確認を行いました。なお、令和 6 年度のネイチャーガイドの活動実績は、合計28件で、案内した人数は480人となりました。

この目の主な工事としては、名水市場湧太郎の外壁しっくい補修工事や手すり防護板取付工事などを行っております。また、この目の予備費支出ですが、令和 6 年 7 月の大雨の影響でラベンダーの枯死により植え替え作業が増加したため、その増加分51万6,000円を予備費により対応して

おります。

3 目観光費の説明は以上です。

続きまして126、127ページをお願いいたします。

4 目温泉施設費ですが、町内の温泉 3 施設の運営に要した経費が主なものです。主な実績ですが、千畑温泉につきましては、ろ過器・ろ材交換工事などを、六郷温泉につきましては、シーリングファンの改修工事などを、仙南温泉につきましては、ろ過タンク取替工事などをそれぞれ行っております。

この目の予備費支出ですが、湯とぴあ雁の里温泉水中ポンプ取替工事の際、再利用を見込んでいた揚水管が腐食していたため、資材代を増額するために91万6,000円の支出を、同じく湯とぴあ雁の里温泉においてボイラー制御装置が経年劣化により操作不良が生じたため、部品取替え工事として125万2,000円の支出をしており、合計で216万8,000円を予備費により対応しております。

以上で7 款の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和） 続きまして、8 款土木費です。

1 項 1 目土木総務費は、128、129ページと併せて説明をいたします。

建設課の職員人件費及び直営の会計年度任用職員の除雪オペレーター17人分の報酬のほか、地下水対策経費となります。地下水対策経費の主なものとしては、上水道給水区域外における飲用水井戸掘削等に対する補助を17件行ったほか、六郷地区の地下水の水位計や涵養池の維持管理、旧涵養試験池 1 か所の撤去工事を行いました。また、農薬類の水質検査を町内 8 か所で行いました。

不用額の主な理由ですが、人件費については降雪状況の変化、補助金については、飲用井戸補助の申請件数の伸びの鈍化などによるものです。

1 項 1 目土木総務費の説明は以上です。

128、129ページ、2 項 1 目道路橋梁総務費です。道路と橋梁に関する総合的な経費となります。主なものとして、道路整備等に伴う台帳補正業務委託や各種道路関連団体への負担金などを支出しております。

登記事務において、未登記案件の相続登記に不測の日数を要するため、令和 7 年度への繰越しとしております。

2 項 1 目道路橋梁総務費の説明は以上です。

2 目道路維持費は、130、131ページと併せて説明をいたします。道路維持補修や除排雪に要した経費となります。主なものとして、舗装の補修工事や道路外側線の塗り替え、除雪委託費

用や除雪機械の整備修繕費用、凍結防止剤、竹スノーポールなどの購入、中央通り線消雪用井戸の洗浄や街路樹木の剪定伐採などを実施しております。舗装補修工事の一部については、年度当初の速やかな維持作業を行うため、令和5年度からの繰越事業として実施しており、舗装補修工事3件については令和7年度への繰越しとしております。

17節の備品購入費では、主なものとして、除雪トラック2台、除雪ドーザ1台を更新しました。

2目道路維持費の説明は以上です。

130、131ページ、3目土木新設改良費は、町内の良好な道路機能を確保するため、道路の新設や改良を行う経費です。主なものとして、一般土木工事、舗装工事、橋梁補修工事、路線測量等を実施し、一部につきましては、23件を令和5年度からの繰越明許として実施いたしました。また、舗装工事12件、歩道整備工事1件、橋梁補修工事3件のほか、用地・電柱移転補償などについて、令和7年度への繰越しとしております。

不用額の主な理由ですが、請負差額などによるものです。

3目土木新設改良費の説明は以上です。

3項1目河川総務費は、132、133ページと併せて説明をいたします。準用河川など、町管理河川を適正に維持管理するための経費です。主なものとして、工事としては、河川改修工事1件、河道等整正工事4件などを行い、河川管理業務委託料として各地域の自治会、団体に対して草刈り等の委託をしたものです。なお、河川改修工事の1件は令和5年度からの繰越しとして実施しております。このほか、各種河川関連団体への負担金や流雪溝の管理に関する負担金を支出しております。

不用額の主な理由ですが、請負差額のほか、工事の変更の増額見込みが少なかったことなどによるものです。

3項1目河川総務費の説明は以上です。

132、133ページ、4項1目都市計画総務費ですが、都市計画事業に係る経費です。主なものとして、12節都市計画基礎調査業務委託料は、都市計画法第6条に基づく基礎調査で、大曲都市計画区域が大仙市と一体であるため、秋田県、大仙市とともに実施したものです。

4項1目都市計画総務費の説明は以上です。

2目都市公園費ですが、都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園につきまして適正に維持管理するための経費です。主なものとして、各種の設備修繕のほか、街路樹木の剪定、伐採などを実施し、管理業務委託料として各地域の自治会、団体に対して維持管理委託をしております。

2目都市公園費の説明は以上です。

5項1目下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金のほか、合併浄化槽設置補助を19件、合併浄化槽排水の水質を向上させるため、法定水質検査を実施した方々に対する水質環境保全補助を1,774件行いました。浄化槽、下水道、農業集落排水による町内水洗化率は83.9%で、前年度より0.8ポイントの増となっております。

5項1目下水道費の説明は以上です。

6項1目住宅管理費ですが、134、135ページと併せて説明をいたします。公営住宅の管理費用のほか、住宅施策に関する経費です。公営住宅の維持管理の主なものとして、小安門住宅の給水設備の改修、一部の棟の配管設備改修工事を行ったほか、安楽寺住宅では給水タンク更新工事、飯詰駅前住宅では、入居者が退出した2棟の解体工事や排水強化のための周辺の改修工事などを実施いたしました。小安門住宅の改修工事は、工期の関係上、令和5年度からの繰越しとして実施しております。また、上鑑田住宅3棟の解体工事については、工期の関係上、令和7年度への繰越しにて解体を実施しております。

このほか住宅施策としては、交付金事業を活用した町内住宅家屋の耐震診断3件を行ったほか、町単独事業として住宅リフォーム補助を83件実施いたしました。

不用額の主な理由ですが、公営住宅に対する雪下ろし等の除雪費用がかからなかったほか、住宅リフォーム補助の申請件数の伸びの鈍化、工事の変更の増額見込みが少なかったなどによるものです。

以上で8款の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰）　続きまして、9款消防費でございます。

1項1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合へ消防費に関する負担金で、主なものとしまして、消防職員293名の人件費、管理運営費、消防ポンプ車2台及び高規格救急車1台等の更新費用について、構成市町により定められた負担率により負担しております。

繰越明許費ですが、消防ポンプ車2台が年度内完成に至らず繰越したものでございますが、令和7年6月に納車され供用開始をしております。

2目非常備消防費ですが、消防団の出務、消火活動に要する費用や消防訓練大会に要する費用が主なものでございます。令和6年度末の消防団体制ですが、9分団、団員297名、うち機能別団員26名となっております。令和6年中の火災は6件で、前年度に比べ1件の減となっております。

1節報酬ですが、消防団員の年報酬並びに出動報酬であり、不用額は、執務回数実績によるものでございます。

次のページ、136、137ページをお開きください。

10節需用費の消耗品費は、新入団員17名の活動服や階級異動者の制服、団員用長靴などの更新費用でございます。

18節の秋田県市町村総合事務組合消防補償等負担金は、団員の消防活動における公務災害発生時の補償や退職金に関する負担金でございます。

続きまして、3目水防費は、水防活動に要した経費ですが、7月9日並びに25日の大雨の対応として延べ97名、9月20日の大雨対応として12名が出動し、土のう積みやパトロールを実施しました。1節の出動報酬はそのときのものです。

続きまして、4目災害対策費ですが、災害発生時に備えた備蓄品の確保、防災行政無線の管理運用、空き家対策等に要した費用でございます。ここで予備費支出がございますが、大雨災害時に対応した職員の時間外勤務手当に充てられたものです。

10節需用費の消耗品費は、避難所などでの配布を想定した飲料水、非常食、毛布などの備蓄品の購入、光熱水費は防災行政無線の電気料でございます。

次のページ、138、139ページをお開き願います。

12節委託料の設備保守点検委託料は、防災行政無線の親局、中継局及び子局130基の定期保守点検です。FMラジオ業務は、災害時の緊急放送をエフエム秋田と年間契約したのですが、6年度末をもって契約を終了いたしました。

14節の施設整備改修工事では、防災行政無線の親局、中継局の蓄電池及び子局用バッテリーの交換整備費用並びに道の駅美郷内に戸別受信機を設置したものです。

18節の危険空き家解体費補助金では、12件分を支出しております。令和6年度末に町が確知した空き家につきましては211件で、前年度より3件増となっております。

続きまして、5目消防施設費ですが、消防団活動に必要な資機材の保守管理に要する費用でございます。

7節報償費では消防ポンプ庫、消火栓711基、防火水槽279か所の消防設備を消防団員が除雪したことになるものです。

10節需用費の消耗品費は、消火用ホースの更新、防火水槽や消火栓の標識を購入したものです。修繕料は、消防ポンプ積載車28台の車両検定を含む点検整備、消火栓の漏水修繕、消防ポンプのバッテリー交換費用などが主なものです。

14節工事請負費では、防火水槽2基の漏水補修工事、消火栓のかさ上げ工事1件、移設工事1件を実施しました。このうち消火栓移設工事1件について、仕切弁が故障により断水エリアの拡

大から年度内完成ができず、事故繰越としております。こちらの工事は4月11日に完成し、供用開始をしております。

18節では、千畑中央暁地区水道事業による消火栓3基更新に係る設置負担金を支出しております。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人） 続きまして、10款教育費について説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員4名の報酬や、次のページの上段をお願いします。研修に係る旅費、県市町村教育委員会連合会等への負担金などに要した経費です。

2目事務局費ですが、学校評議員や会計年度任用職員等の報酬、職員の人件費などの事務局総務費のほか、12節委託料では、教職員のストレスチェックの実施委託、18節では、関係団体への負担金や、次のページの上段のほうをお願いします。六郷高等学校教育振興会などへの補助金が主なものです。

3目教育助成費ですが、子供たちの学力向上、芸術鑑賞や講演会、自由研究コンテスト等による感性・想像力の育成、ふるさと教育、キャリア教育の推進及びタイ王国ノンタブリー県アニューラチャプラシットスクールとの教育交流協定に基づく相互訪問交流などに要した経費が主なものです。

7節報償費ですが、佐々木毅鴻鵠の志育成基金を活用した講演会の講師謝礼や、小中学校楽器演奏等指導者派遣に係る謝礼及び小中学校での美郷ふるさと活動協力者への謝礼などです。賞賜金については、小中学校への入学祝い金3万円を小学校1年生110人、中学校1年生134人の保護者に対して交付したものが主なものです。

12節委託料ですが、タイ王国中学生交流事業支援業務委託料は、タイ訪問の際の旅客手続や来町時の交流支援、タイ王国交流サポート業務委託料は、タイ王国との連絡調整や現地での交流支援に要した経費です。また、外国語指導助手3人分の派遣業務や教職員の公務の効率化及び統一化を図る校務支援システムの導入作業委託、小中学校のICT機器の活用に資するICT支援業務に要した経費や、こども園の通園や小中学校の通学、校外活動等に使用するスクールバス、夏季15台、冬季16台のバス運行管理業務については、車両点検時等における不具合などの修繕に係る管理経費の掛かり増しがあり、予備費を充て運行したところです。

13節入場料ですが、小学校5、6年生及び中学生を対象とした「ほんもの講座」に係る演劇鑑賞料です。同じく13節システム使用料ですが、授業でのタブレット端末や電子黒板を活用した一斉学習や個別学習、共同学習に使用する授業支援ソフトの使用料が主なものです。

14節工事請負費ですが、各こども園の敷地出入口付近に防犯カメラを計4台設置したほか、千畑なかよし園の門扉2基を改修しております。

17節備品購入費ですが、令和5年度から2か年計画で進めてきました小中学校への電子黒板の整備について、中学校に12台整備したものです。

18節タイ王国中学生交流事業補助金ですが、美郷中学校のタイ王国訪問生徒12名に対する旅費の支給補助です。同じく18節奨学金返還助成金ですが、15人に対して交付しており、令和7年7月末時点での助成対象認定者は22人となっております。

19節就学援助費ですが、小学生41人、中学生29人の児童生徒の保護者に対して支給しております。

144、145ページをお願いします。

同じく19節特別支援教育就学奨励費ですが、特別支援学級に在籍している支給要件を満たす児童生徒の保護者に対して支給するもので、小学生17人、中学生12人に対し支給しております。

20節奨学資金貸付金ですが、継続6人、新規貸付け3人の学生に対して貸与しております。

続きまして、2項小学校費について説明いたします。

1目学校管理費ですが、内科医や歯科医などの学校医の報酬や用務員等の人件費のほか、小学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものです。

3小学校の令和6年度の児童数ですが、702人で令和5年度と同数となっております。

10節修繕料ですが、千畑小学校の暖房機や暖房機の給排気筒周辺機具、仙南小学校のグラウンドフェンスなどの修繕に要したものです。

12節委託料ですが、小学校の施設設備の管理委託や保守点検等の業務のほか、設計監理委託料については、仙南小学校の大規模改修に係る設計監理業務です。

146、147ページをお願いします。

13節機器借上料ですが、小学校の教職員用ノートパソコン72台のリース料です。

14節工事請負費ですが、千畑小学校の駐車区画線の表示や網戸の設置、六郷小学校の高架水槽の更新や仙南小学校の大規模改修に要した経費が主なものです。

17節学校備品ですが、六郷小学校の聴力や視力の検査器並びに千畑小学校の薬品戸棚などの購入です。

2目教育振興費ですが、小学校児童の学習や、入学式、卒業式、運動会や学習発表会などの学校行事や学校活動に係る経費のほか、児童図書や教材等の購入が主なものです。

18節児童派遣費等補助金ですが、東日本都道府県小学生陸上競技大会並びにマーチングの東北

大会及び全国大会などへの派遣補助で、19件の実績となっております。なお、一部の派遣に当たっては予備費を充て早急に対応しております。

続きまして、3項中学校費について説明いたします。

1目学校管理費ですが、内科医や歯科医などの学校医の報酬や用務員等の人件費のほか、中学校の施設管理や環境整備に要した経費が主なものです。

中学校の令和6年度の生徒数ですが、378人で令和5年度と比べて12人減少しております。

148、149ページをお願いします。

10節修繕料ですが、テニスコートの照明器具や第二体育館敷地内の外灯などの修繕に要したものです。

12節委託料ですが、中学校の施設設備の管理委託や保守点検等の業務のほか、設計監理委託料については、体育館の証明LED化に係る実施設計業務です。

13節機器借上料ですが、中学校の教職員用ノートパソコン34台のリース料です。

14節施設整備工事ですが、多目的室へのエアコン設置や校門の補修のほか、体育館の遠赤外輻射暖房機2台に経年劣化による異常燃焼の不具合があり、予備費を充て早急に整備しております。

2目教育振興費ですが、生徒の学習や入学式、卒業式、体育祭や学校祭などの学校行事や学校活動に係る経費のほか、生徒図書や教材等の購入が主なものです。

10節修繕料ですが、楽器の修理に要したものです。

150、151ページをお願いします。

18節生徒派遣費等補助金ですが、東北バドミントン選手権大会並びにマーチングの東北大会及び全国大会などへの派遣補助で、41件の実績となっております。なお、一部派遣に当たっては予備費を充て早急に対応しております。

3項中学校費の説明は以上です。

○生涯学習課長（中田裕克） 続きまして、4項社会教育費ですが、157ページ中段までとなります。

1目社会教育総務費ですが、家庭、青少年、成人、高齢者教育、各種講座の開催、生涯学習関連団体への支援、芸術文化推進事業のほか、公共施設予約システム構築に要した経費が主なものです。

二十歳を迎えた方々を対象とした二十歳の集いは、対象者137人が出席し、式典及び記念講演などを開催しました。

美郷カレッジは4回開催し、延べ199人が受講し、うち19人が北及び中央ふれあい館にてリモートにより受講しました。また、合併20周年記念事業、美郷カレッジ特別講座として、JAXA宇

宙飛行士講演会を開催し、251人が受講しました。

美郷いきいき大学は6回開催し、延べ378人が受講しました。

芸術文化推進事業関係では、学友館特別展として永田 萌展、所蔵品展、仙北地域展の3回開催し、延べ2,818人が来館しました。

音楽コンサートは、自衛隊音楽隊コンサートのほか合併20周年記念事業として地域住民のためのコンサート、クラシックギターリサイタルを開催し、合わせて724人が来場しました。

152、153ページをお願いします。

12節中段の公共施設予約システム構築業務委託料は、公共施設の空き状況や予約申請、オンラインでの決済が可能な予約システムの構築委託料で、17施設について令和6年11月から運用を開始しました。利用状況ですが、11月からの5か月間で登録者数が123件、申請件数が299件、オンラインでの決済件数が125件でありました。

下から3行目の美郷の四季絵画制作委託料は、美郷町にゆかりのある3名の画家に依頼し、各地区の夏の作品制作のための委託料です。なお、継続費通次繰越は「美郷の四季」絵画制作のための旅費及び作品輸送委託料を、繰越明許費は野外芸術空間創出事業の彫刻等制作委託料で、年度内の完成が見込めないことから令和7年度へ繰越ししております。

次の2目図書館費ですが、155ページ上段までとなります。図書館運営並びに読書活動推進事業として手作りしかけ絵本教室や読書フェスタの開催、乳児健診の際に読み聞かせや絵本を贈るブックスタート事業を実施したほか、読み聞かせボランティア3団体への活動助成に要した経費が主なものです。予備費の充用ですが、オリジナル絵本の一般書店販売のためのISBNコード印刷及び販売手数料等の不足のため、早急に対応したものです。

154、155ページをお願いします。

次の3目文化財保護費ですが、町指定文化財等の適正な維持保存並びに埋蔵文化財の調査事業に要した経費が主なものです。埋蔵文化財関係では、後三年合戦関連遺跡と推定される長岡森館及び農村地域防災・減災事業石神ため池整備に係る埋蔵文化財の試掘調査を実施しております。

12節上から3行目の看板等制作委託料は、令和6年12月に国登録有形文化財に指定された関田円型分水工の看板更新業務を、中段の映像制作委託料は、六郷のカマクラ、わら文化活動の記録映像作成業務を、下段の伐採業務委託料は、旧郷土資料館、わら細工館の樹木伐採業務です。

次の4目社会教育施設費ですが、157ページ中段までとなります。公民館、学友館及び各ふれあい館など、社会教育施設の管理運営並びに歴史民俗資料館の指定管理に要した経費が主なものです。

156、157ページをお願いします。

14節施設設備改修工事は、公民館照明LED化工事及びホールスピーカー改修工事を、17節施設用備品は、貸出し用簡単テント、天幕が主なものです。

本目の不用額につきましては、光熱水費や燃料費など施設管理経費の精算によるものや、除雪作業委託料が主なものです。

次の5項保健体育費ですが、161ページ中段までとなります。

1目保健体育総務費ですが、スポーツ協会及びスポーツ少年団への活動支援、スポーツ教室の開催や各種スポーツ大会の開催委託事業などに要した経費が主なものです。連携企業スポーツ活動推進事業では、ヨネックス特別協賛による親子バドミントン教室、ソフトテニス教室を開催し、延べ185人が参加しました。

158、159ページをお願いします。

18節3行目の国民スポーツ大会東北ブロック大会負担金は、当町で開催されたバドミントン及び自転車競技に対する町実行委員会への負担金を、中段のスポーツ少年団補助金は、町スポーツ少年団本部を通じて20団体へ活動助成を、下段のスポーツ少年団等選手派遣費補助金は、スポーツ少年団等の県大会以上の上位大会に対する派遣費補助で、12件の実績となっております。

次の2目保健体育施設費ですが、161ページ中段までとなります。体育館、野球場など社会体育施設の管理運営並びにサン・スポーツランド千畑、宿泊交流館ワクアス、屋内スポーツ館の指定管理に要した経費が主なものです。

12節下段の設計監理委託料は、総合体育館リリオスアリーナLED化工事及び空調設備改修工事に伴う設計監理業務です。

160、161ページをお願いします。

14節3行目の施設改修工事は、総合体育館リリオスアリーナLED化工事及び空調設備改修工事のほか、自転車競技場エアコン改修工事は、国民スポーツ大会東北ブロック大会前にエアコンの不具合が生じたことから、予備費を充用し緊急に対応したものです。

17節施設用備品は、バドミントンサービス高計測器購入が主なものです。

本目の不用額につきましては、光熱水費や燃料費など施設管理経費の精算によるものです。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人） 3目学校給食費ですが、北及び南学校給食センターの管理運営、食材等の購入並びに給食提供に係る町学校給食協会への給食業務委託が主なものです。令和6年度の学校給食センターの1日当たりの提供食数ですが、小中学校の児童生徒及び教職員等を合わ

せ1,213食提供しております。

10節給食材料費ですが、食材高騰の状況を鑑み、児童生徒1食当たり50円を町予算にて増額措置し、栄養のバランスや質、量を確保しております。

12節設計監理委託料ですが、北及び南学校給食センターの空調設備改修に係る設計監理並びに南学校給食センターの蒸気ボイラー等の改修に係る実施設計業務です。

この節の不用額についてですが、次のページの上段をお願いします。給食業務委託に係る町学校給食協会からの精算に伴う戻入が主なものです。

14節施設整備工事ですが、北学校給食センターの配送車庫のシャッター改修や、北及び南学校給食センターの空調設備改修などが主なものです。

17節給食用備品ですが、北学校給食センターの提供給食の検収台の購入やフライヤーなどの更新のほか、南学校給食センターの調理室用冷蔵庫1台に経年劣化による不具合があり、予備費を充て早急に整備しております。

10款教育費の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和） 11款災害復旧費ですが、不測の災害発生に備え、初動に必要な経費を計上していましたが、令和6年度においては、当該予算からの支出は、需用費以外にはなかったものです。

11款の説明は以上です。

○企画財政課長（深澤文仁） 12款公債費ですが、町債の償還元金及び利子です。

164、165ページをお願いします。

1目元金のうち、繰上償還元金は、財政健全化の取組としてプライマリーバランス確保のため実施した繰上償還です。

2目利子のうち、繰替運用利子は、年度末の支払いに不足が生じないよう基金を繰替運用した際の利子です。

12款の説明は以上です。

13款諸支出金ですが、1項1目基金費の積立金のうち、ふるさと美郷子ども育成基金は、ふるさと納税の寄附金及び基金利子を積み立てたもの、財政調整基金は基金利子を積み立てたもの、減債基金は、財政状況を踏まえ3億円及び基金利子を積み立てたもの、公共施設整備基金は、指定寄附金を積み立てたものです。

13款の説明は以上です。

14款予備費ですが、災害対応や施設設備の故障等への対応などに要する経費として充用した28

件分です。

歳出の説明は以上です。

168ページをお願いします。

令和6年度の実質収支ですが、歳入総額が141億3,093万4,000円、歳出総額が133億5,589万8,000円、歳入歳出差引額が7億7,503万6,000円となり、令和7年度へ繰り越すべき財源として継続費通次繰越額が26万6,000円、繰越明許費繰越額が1億1,106万7,000円、事故繰越額が76万8,000円で、合計1億1,210万1,000円、実質収支額は6億6,293万5,000円です。

認定第1号の説明は以上です。

○総務課長（武田浩之） 続きまして、特別会計を含む財産に関する調書についてご説明します。

242、243ページをお願いします。

1の公有財産ですが、土地の地積及び建物の面積を区分ごとに記載しております。

（1）は、土地及び建物の総括表で、243ページの行政財産と244ページの普通財産を合計したものです。

243ページの行政財産から順に、その内容をご説明します。

はじめに、土地の年度中の増減高ですが、その他の行政機関の消防施設66平方メートルの増は、用途変更及び土地の寄贈による増です。公共用財産の公園29平方メートルの減は、消防施設への用途変更による減です。その他の施設9,382平方メートルの減は、サテライト六郷の臨時駐車場として利用していた、ふれあい広場の用途変更による減と土地の寄贈による増の差引きです。

次に、木造建物ですが、公共用財産の公営住宅116平方メートルの減は、旧飯詰駅前住宅の用途廃止による減です。

続きまして、244ページの普通財産についてご説明します。

はじめに、土地の年度中の増減高ですが、雑種地その他9,501平方メートルの減は、ふれあい広場の用途変更による増です。

242ページのほうに戻っていただきまして、一番下の合計欄になります。土地の年度中の増減高が156平方メートルの増、建物の合計で116平方メートルの減になります。

続きまして、245ページをお願いします。

（2）の山林ですが、面積の増減はございませんが、立木の推定蓄積量1,206立方メートルの減は、仏沢地区町有林の搬出間伐による減です。

（3）の物件、（4）の有価証券、次のページに移りまして、（5）の出資による権利は増減はございません。

247ページの2の物品ですが、取得価格が100万円以上の物品の年度中の増減などを記載しております。

○企画財政課長（深澤文仁） 続きまして、250ページをお願いします。

3の債権ですが、決算年度の歳入に係る債権以外で、令和7年度以降に納付または償還が始まるものを調書にしたものです。

はじめに、奨学資金貸付金及び障害者住宅整備資金貸付金は、令和7年度以降の償還金残高となります。次の町民税は、令和6年度に課税された町民税のうち、年度を越して納付される特別徴収分となります。次の下水道事業受益者負担金は、5年に分割して納付するため、年度を越して納付される分となります。

251、252ページをお願いします。

4の基金ですが、各基金の令和7年3月31日時点の現在高になります。各基金の区分欄にある項目の現金は、現金または預金管理している金額の合計額です。有価証券は、財政調整基金及び公共施設整備基金を運用して購入した秋田県公募公債の合計額です。債権は、積立金の調定額の合計で、備考欄にその内容を記載しております。印紙等は、現物管理している印紙及び県証紙の合計額です。

252ページをお願いします。

下段の基金現在高の合計ですが、69億4,491万5,000円で、令和5年度と比較して8,323万4,000円の増となっております。

財産に関する調書の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで認定第1号の説明が終わりました。

◎認定第2号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第9、認定第2号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 認定第2号につきまして、ご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、決算書176、177ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税ですが、収入済額が合計3億684万4,780円となっており、収納率は現年度分が97.06%で、令和5年度と比べ0.34ポイント上回り、滞納繰越分は20.16%で6.51ポイント下回りましたが、合計では86.65%で0.36ポイント上回っております。不納欠損額は8人、58件で

157万8,200円、収入未済額は4,571万174円で、令和5年度と比べ234万1,580円減少しております。

178、179ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料は、1,113件分です。

3款1項2目社会保障・税番号システム整備費補助金ですが、マイナ保険証運用に伴う電算システムの改修費負担金相当分10分の10を収入したものです。

4款1項1目普通交付金は、療養給付費高額療養費等の実績によるもので、2目特別交付金は、税収納、特定検診、特定保健指導等保健事業等の取組実績により県より交付されたものです。

3目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費の支出による国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分2分の1の収入です。

180、181ページをお願いいたします。

5款財産収入ですが、国民健康保険事業基金の利子です。

6款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からのものであります。

182、183ページをお願いいたします。

7款繰越金は、令和5年度からの繰越金です。

8款諸収入の1項は延滞金で、2項は国民健康保険特別会計の預金利子です。3項1目一般被保険者第三者納付金は、1件分でございます。

3目一般被保険者返納金は、国民健康保険から社会保険へ変更になった方の過年度分給付費の返納金8件分です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

186、187ページをお願いいたします。

1款1項総務管理費は事務費、2項徴税費は税の賦課徴収に関する経費で、3項運営協議会費は国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費です。

2款保険給付費は、1項療養諸費、188、189ページの高額療養費合わせて令和5年度より1億3,700万円ほど減少しております。

190、191ページをお願いいたします。

4項出産育児諸費の出産育児一時金は1人の方へ、5項葬祭諸費は29人の方へ支払いしております。

ページ下の3款事業費納付金は、県に納付するものですが、令和5年度より約3,780万円減少し

ております。

194、195ページをお願いいたします。

5 款保健事業費は、特定健康審査、特定保健指導及び人間ドックへの助成に係る経費が主なものです。

196、197ページをお願いいたします。

6 款基金積立金は、国民健康保険事業基金への積立てで、令和 6 年度末の基金残高は 2 億 544 万 3,045 円です。

8 款 1 項 1 目一般被保険者保険税還付金は、71 件分です。

3 目その他償還金は、令和 5 年度秋田県国民健康保険保険給付費等交付金の実績に伴う償還金です。

198、199ページをお願いいたします。

4 目一般被保険者還付加算金は、国保資格の異動などによる国保税過年度還付に伴う加算金で、3 件分です。

9 款予備費の支出実績はありません。

歳出の説明は以上です。

続きまして、200ページをお願いいたします。

実質収支ですが、歳入総額 19 億 840 万 6,000 円、歳出総額 18 億 6,235 万 8,000 円、歳入歳出差引額 4,604 万 8,000 円で、実質収支額も同額です。

認定第 2 号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで認定第 2 号の説明が終わりました。

◎認定第 3 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第 10、認定第 3 号 令和 6 年度美郷町下水道事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 認定第 3 号につきまして説明をいたします。

206、207ページをお願いいたします。

歳入、1 款 1 項 1 目受益者負担金の 1 節現年度分ですが、5 年分割納付と一括納付、合わせて 18 件です。

2 款 1 項 1 目下水道使用料の収納率は、議案資料集の11ページにも詳細な記載がございますが、前年度より0.38ポイント下がっております。なお、令和6年度からは飯詰地区農業集落排水から下水道への変更が反映されております。

2 項 1 目下水道手数料 1 節登録手数料は、工事指定店の更新等の手数料、2 節督促手数料は188件分です。

3 款一般会計繰入金につきましては、事業の円滑な推進や事業債の償還のため繰り入れたものとなります。

4 款は前年度からの繰越金となります。

5 款諸収入は、208、209ページと併せて説明をいたします。預金利子と雑入として計量メーターのスクラップ収入、真空ポンプ場落雷被害の保険金受入れ金及び消費税還付金です。

208、209ページ、6 款町債 1 項 1 目 1 節流域下水道事業債は、大曲処理区建設事業負担金及び県南地区広域汚泥資源化事業負担金の財源としての町債であります。それぞれ令和5年度からの繰越しが含まれるとともに、一部を令和7年度への繰越しとしております。

2 節資本費平準化債は世代間の負担を平準化する町債です。3 節公営企業会計適用債については、令和8年度からの公営企業会計移行に伴う固定資産調査評価業務事業費に充当する町債です。4 節公共下水道事業債は、真空ポンプ場内のポンプ1基の更新に充当する町債で、令和7年度への繰越しとなります。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

210、211ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、下水道事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策や事業に伴う消費税などに係る費用です。このうち、18節の下水道接続工事費補助金につきましては、既存住宅から下水道に変更いただいた2件分を支出しております。

次に、2 項 1 目施設管理費は、次の212、213ページと併せて説明をいたします。施設の適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料と、令和6年度ではおおむね5年ごとに見直しが求められている、事業経営戦略の策定及び企業会計化に向けて固定資産台帳の作成を行いました。このほか下水処理負担金のほか、真空弁付汚水枡更新工事1件、公共枡設置工事1件、備品購入として計量メーターの購入費用などが主なものとなります。なお、真空ポンプ場のポンプ更新工事1件は、機器の納期の関係上、令和7年度への繰越しとして実施して

おり、10月に完成予定です。

212、213ページ、3項1目下水道整備事業費は、流域下水道大曲処理区建設事業及び県南地区広域汚泥資源化事業の町負担金です。それぞれ令和5年度からの繰越しが含まれるとともに、一部を令和7年度への繰越しとしております。

2款公債費は、借入れした償還金の元金及び利子への支払いです。

3款予備費の実績はありません。

歳出は以上です。

次の214ページをお願いいたします。

実質収支であります。歳入総額2億3,811万9,000円、歳出総額2億3,259万4,000円、差引きは552万5,000円ですが、繰越明許費繰越額として13万5,000円があり、実質収支額は539万円となったものです。

以上で認定第3号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで認定第3号の説明が終わりました。

○議長（森元淑雄） 説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 1時57分）

（午後 2時07分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第4号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第11、認定第4号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 認定第4号につきまして説明をいたします。

220、221ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目分担金ですが、仙南地区における1件の新規加入の分担金です。

2款1項1目農業集落排水使用料の収納率は、議案資料集の11ページにも詳細な記載がございますが、前年度より0.08ポイント下がっております。なお、令和6年度から現年度分は飯詰地区農業集落排水から下水道への変更が反映されております。

2 項 1 目 1 節督促手数料は、241件分です。

3 款一般会計繰入金につきましては、事業債の償還のため繰り入れたものとなります。

4 款は、前年度からの繰越金となります。

5 款諸収入は、次の222、223ページと併せて説明をいたします。預金利子と雑入として計量メーターのスクラップ収入です。

222、223ページ、6 款町債は、1 節資本費平準化債は世代間の負担を平準化する町債です。2 節公営企業会計適用債については、令和 8 年度からの公営企業会計移行に伴う固定資産調査評価業務事業費に充当する町債です。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

224、225ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費ですが、農業集落排水事業の一般管理に要した経費で、職員人件費のほか、メーター検針や使用料徴収に係る費用、加入率向上対策などに係る費用です。

次に、2 項 1 目施設管理費ですが、次の226、227ページと併せて説明をいたします。適切な維持管理に要した経費で、電気料や修繕費用、各種保守に伴う委託料と、令和 6 年度はおおむね 5 年ごとに見直しが求められている事業経営戦略の策定及び企業会計化に向けて固定資産台帳の作成を行いました。このほか、公共樹設置工事 1 件を行ったほか、県道角館六郷線の歩道整備工事に伴うマンホール調整工事については、県の事業の繰越しに伴って繰越しにて令和 7 年度に実施しております。また、備品購入として計量メーターの購入費用などのほか、野荒町地区施設利用組合の運営費を補助しております。

226、227ページをお願いいたします。

2 款公債費は、借入れした償還金の元金及び利子への支払いです。

3 款予備費の実績はありません。

歳出は以上です。

次の228ページをお願いします。

実質収支であります。歳入総額 1 億6,820万3,000円、歳出総額 1 億6,255万8,000円、差引きは564万5,000円ですが、繰越明許費繰越額として130万6,000円があり、実質収支額は433万9,000円となったものです。

認定第 4 号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで認定第 4 号の説明が終わりました。

◎認定第5号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第12、認定第5号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（大澤 修） 認定第5号につきまして、ご説明いたします。

歳入からご説明いたしますので、決算書234、235ページをお願いいたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、収入済額が1億7,538万3,369円となっております。収納率は現年度分が99.71%で、令和5年度と比べ0.05ポイント下回りましたが、過年度滞納繰越分は81.95%で、19.54ポイント上回りました。合計としましては99.64%で、令和5年度より0.06ポイント上回りました。不納欠損額は4人、15件で、4万1,500円です。収入未済額は還付未済額を除き63万9,531円で、令和5年度と比べ8万6,969円減少しております。なお、還付未済額は死亡によるもので、7件分です。

2 款1 項1 目督促手数料は、271件分です。

3 款繰入金は、一般会計から繰り入れたもので、1 目事務費繰入金は徴収に係る事務費分、2 目保険基盤安定繰入金は低所得保険料軽減分相当額を繰り入れたものです。

4 款繰越金は令和5年度からの繰越金です。

236、237ページをお願いします。

5 款諸収入1 項1 目延滞金は、納期後納付に伴うもので1人、3件です。

2 項1 目保険料還付金は、被保険者への還付分の後期高齢者医療広域連合からの収入が主なものです。

3 項預金利子は、後期高齢者医療特別会計の利子で、4 項雑入は実績がございません。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出の説明をいたします。

238、239ページをお願いします。

1 款総務費は、保険料徴収に係る事務費の実績であります。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合への納付金の実績です。

3 款諸支出金は、過年度分の保険料還付金で18人、20件分となります。

4 款予備費は、実績がございません。

歳出の説明は以上です。

続きまして、240ページをお願いします。

実質収支ですが、歳入総額 2 億5,215万9,000円、歳出総額 2 億5,155万円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに60万9,000円です。

認定第 5 号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） これで認定第 5 号の説明が終わりました。

◎認定第 6 号の上程、説明

○議長（森元淑雄） 日程第13、認定第 6 号 令和 6 年度美郷町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和） 認定第 6 号につきまして説明をいたします。

256、257ページをお願いいたします。

（１）収益的収入及び支出について説明をいたします。水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。

収入の第 1 款事業収益決算額 4 億316万8,964円のうち、第 1 項営業収益は水道料金や工事検査手数料など、第 2 項営業外収益は他会計からの繰入金の一部や長期前受金、加入者負担金等、消費税還付金です。

続いて、支出の第 1 款事業費用決算額 3 億7,477万2,250円のうち、第 1 項営業費用は水を供給するための費用となります。施設経費などのほか、人件費も含まれております。

第 2 項営業外費用は、企業債の償還利息となります。

第 3 項特別損失は、過年度分の漏水減免に伴うものです。

第 4 項予備費の支出実績はございません。

258、259ページをお願いいたします。

（２）資本的収入及び支出について説明をいたします。水道水の安定的供給のための建設改良費や企業債の償還元金などとなります。

収入の第 1 款資本的収入決算額 2 億3,797万9,522円のうち、第 1 項企業債は建設改良に伴う借入れ、第 2 項負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金、第 3 項出資金は一般会計からの繰入金のうち企業債元金分の 2 分の 1 相当額、第 4 項補助金は国庫補助金であります。

続いて、支出の第1款資本的支出決算額3億8,809万1,161円のうち、第1項建設改良費は工事などに係る費用や計量メーター購入費、第2項企業債償還金は企業債の償還元金、第3項国庫補助金返還金は支出実績はありません。

以上によりまして、258ページ欄外の記載のとおり、不足額については、当年度分消費税額及び地方消費税、資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填したのになります。

次の260ページをお願いします。

損益計算書は、経営状況を表し、事業年度中の収益、費用の発生額を示すものであります。こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして、令和6年度末の純利益は、下から3行目、1,268万6,683円となっております。前年度繰越利益剰余金を加え、当年度末処分利益剰余金は6,177万3,214円であります。

続いて、右側の261ページ、剰余金計算書についてですが、資本金及び剰余金が事業年度中にどのように変動したのかを示すものとなります。次の262ページの剰余金処分計算書と併せて記載のとおりであります。

263ページをお願いいたします。

貸借対照表についてですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した報告書となっております。

表の中段、右側二重線のところ、資産合計は47億2,340万7,751円です。表の中下段の二重線、負債合計は33億9,019万8,572円、表の下から2行目の二重線、資本合計は13億3,320万9,179円でありました。

続いて、265ページからの決算附属書類について説明をいたします。

271ページまでは事業報告書となっております。令和6年度における事業の概要や工事の状況、業務状況や会計に関する事項を記載しております。

266ページの1の概況ですが、1、総括事項については記載のとおりです。2、議会議決事項については、水道事業会計の予算及び決算について議会に提出し、議決または認定された案件の一覧となっております。267ページの後段、2の工事ですが、実施した工事の一覧で、主なものは千畑中央暁地区配水管布設替工事で、3工区に分けて実施しております。

次の268ページ下段からは、4の会計、重要契約の要旨ですが、先ほどの工事のほか50万円以上の業務、修繕、物品購入に係る契約を記載しております。

次の270ページの下段からは、企業債の概況です。6年度は1億3,950万円を借り入れし、配水管布設替工事及び布設替えのための測量設計業務費に充てております。

271ページ、6 その他 2、補助金等の処理についてですが、一般会計補助金 1 億2,762万3,000円は、減価償却費及び児童手当に充当し、また、一般会計負担金316万5,800円は配水管布設替工事に伴う消火栓の設置工事費として、国庫補助金3,082万5,000円は布設替工事費として充当しております。

次の272ページ、キャッシュフロー計算書についてですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。発生主義に基づく損益計算書では、収益、費用を認識する時期と現金の収入、支出が発生する時期に差異が生じますが、この計算書により現金の収入、支出の情報を示すものです。

業務活動によるキャッシュフローが 1 億7,620万3,666円のプラス、投資活動によるキャッシュフローが 1 億5,080万6,718円のマイナス、財務活動によるキャッシュフローが726万6,079円のプラスで、トータル3,266万3,027円の資金が増加し、年度末の資金残高は 4 億1,039万2,185円となっております。

次の273ページと274ページは、収益的収入及び支出の明細書となっておりますが、こちらは消費税額を含まない額を計上しております。続く275ページは固定資産の明細を、276ページ以降は企業債明細書であります。

以上で認定第 6 号の説明を終わります。

○議長（森元淑雄） これで認定第 6 号の説明が終わりました。

◎承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第14、承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（深澤文仁） 承認第 4 号についてご説明します。

6 ページの専決処分書をお願いします。

令和 7 年度美郷町一般会計補正予算第 4 号について。

農業用水渇水対策支援事業の追加により、7 月31日付で専決処分しましたので、これを報告し承認を求めるものです。

補正の内容ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ75万円を追加するものです。

はじめに歳入についてご説明します。

12、13ページをお願いします。

10款1項1目地方交付税ですが、今回の補正財源として充当するものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

14、15ページをお願いします。

6款1項3目農業振興費の農業用水渇水対策支援事業補助金は、少雨により農業用水が不足する中、7月末時点での気象庁の予報でもまとまった降雨が見込めなかったことを踏まえ、限られた農業用水を有効活用するため、町内に受益地を有する土地改良区に対して、管轄する受益地に必要な揚水ポンプのリースに係る経費を助成するもので、補助率は3分の2です。

承認第4号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

承認第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。承認第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 次に提案される議案は、高橋信雄監査委員に関係がありますので、本人の退席を求めます。暫時休憩します。

（午後 2時27分）

（午後 2時27分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第15、議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題

といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 高橋信雄さんは、秋田県職員として福祉行政に携わり、令和２年１月から人権擁護委員に就任されております。人格識見高く、広く地域の実情に通じており、人権問題に積極的に携わり、人権擁護委員として相談活動や啓蒙活動にご尽力されてきております。

高橋さんは、令和７年12月31日をもって任期が満了することから、人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第46号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

高橋信雄監査委員を入場させてください。暫時休憩します。

（午後 ２時 29 分）

（午後 ２時 29 分）

○議長（森元淑雄） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第16、議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。町長。

○町長（松田知己） 下田 亮さんは、長年にわたり小学校教職員として児童の教育に携わり、令和5年1月より、人権擁護委員に就任されております。

人格識見高く、広く地域の実情に通じており、人権問題に対して大変ご理解があり、人権擁護委員として、相談活動や啓蒙活動にご尽力されてきております。

下田さんは、令和7年12月31日をもって任期が満了となることから、人権擁護委員として法務大臣に推薦したくお諮りするものです。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第17、議案第48号 財産の譲与についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武田浩之） 議案第48号についてご説明します。

提案理由ですが、旧今泉住宅を無償で譲与したく提案するものです。

議案資料集の23ページ以降に普通財産譲与契約書（案）と建物位置図などを掲載しておりますので、併せてご覧ください。

1の譲与する財産ですが、旧今泉住宅で木造平屋建て、床面積が3棟分の合計で89.43平方メートルになります。

旧今泉住宅については、令和6年3月に用途廃止して、3の譲与の理由にありますとおり、町

有地の売却と一体で建物を譲与する条件で一般競争入札を執行した結果、2に記載の譲与の相手方に落札となりました。

4の譲与財産の用途ですが、農業用事務所等として利用する予定です。

議案第48号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 財産の譲与については、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第18、議案第49号 工事請負契約の一部変更についてを上程し、議題といたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（高橋晋一） 議案第49号についてご説明いたします。

提案理由ですが、旧六郷わくわく園跡地等宅地造成工事の請負変更契約を締結したく提案するものです。

変更契約の内容についてご説明いたしますので、議案資料集27ページ、工事請負変更契約書（案）をご覧ください。

工事の変更内容としましては、附帯工事等の増嵩ということで、具体的には支障木の伐採及び抜根、その処分費用の増加によるものです。

また、電柱移設作業に期間を要するため、完成期限を令和7年11月28日まで延長するものです。

議案の35ページにお戻りください。

工事内容の変更により、契約金額を6,490万円から7,009万2,000円に変更するものです。

議案第49号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 工事請負契約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、表決

○議長（森元淑雄） 日程第19、発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正についてを上程いたします。

発議案の朗読は省略いたします。

お諮りします。ただいまの発議については、会議規則第39条第3項の規定により説明を省略し質疑、討論も省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。

発議第4号について、これより採決いたします。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森元淑雄） 異議なしと認めます。よって、発議第4号 美郷町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

9月3日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時36分）

